

平成16年度マスターセンター補助事業

三重県内木材流通の現状と問題点、対応策

報 告 書

平成17年1月

社団法人 中小企業診断協会三重県支部

はじめに

我が国が、1997年京都議定書（地球温暖化防止京都会議）で約束した、二酸化炭素排出量の削減目標6%の内、3.9%は森林吸収源対策により削減を図ることとしていることから、林野庁においては、森林、林業基本法に基づき、平成14年に地域材利用の推進方向、及び木材産業体制整備の基本方針を策定し、木材産業の構造改革に取り組んできています。

また、昨年台風21号に伴う集中豪雨で三重県宮川村は大きな土砂災害に見舞われ、死者、行方不明者5名が犠牲になっています。その要因は単なる自然災害でなく、集中豪雨のほかに間伐を怠ってきた山林の管理不足も原因ではないかといわれております。土砂災害対策として、間伐を行い、針葉樹と広葉樹の混じった雑木林にする等、森林管理が急がれる状況になってきていると思われまます。

こうした中、社団法人 中小企業診断協会三重県支部では、平成16年度のマスターセンター補助調査・研究事業として、三重県内木材流通の現状と問題点、対応策をテーマに取り組みました。取り組んだ主な課題は次の通りです。

1. 県内の森林管理状況、間伐の状況、FSC, COC 森林適正管理認証制度
林業家向けの補助金融資制度、木材相場の推移
2. 県内の素材生産量の推移、杉、桧、その他
3. 県内の原木市場、製品市場の状況、県内加工工場の状況
4. 平成13年に稼動した松阪木材コンビナートの状況
5. 県内の新築住宅着工件数、最近の住宅関連の制度改正
6. 国産材利用促進のための県等の取り組み
三重ブランド、三重県認定リサイクル製品、三重県型中山間地域デカップリング事業
三重県産木材使用の新築住宅への補助制度、三重県木材PR委員会、三重県地域木材住宅推進協議会、ふるさとの家促進連絡協議会
7. 木材流通の変革、新業態の動き
プレカット工場、直需木材市場の出現、ホームセンターの業者向け木材販売の拡大

以上の通り、三重県内の木材業界の森林管理状況から木材流通、需要者への、川上から川下までの流通経路を調査・研究対象とし取り組んだわけですが、種々の課題等が明らかになり、今後の木材業界活性化の為のアドバイスに役立てていければ幸いです。

平成17年1月

社団法人 中小企業診断協会三重県支部

支部長 永合 寛

目 次

はじめに

第 1 章 三重県内の森林と林業の現状

1. 森林と林業の概況	1
2. 間伐材の経費と市場価格の試算	2
3. 木材相場の推移	3
4. 県内素材生産量の推移	4

第 2 章 木材需要の状況

1. 県内新設住宅着工戸数の推移	5
2. 国産材、外材の取扱い推移	6
3. 最近の住宅関連の制度改正	6

第 3 章 県内製材業の状況

1. 製材工場の推移、現状	16
2. 集成材工場、プレカット工場の現状	17
3. 平成 13 年 4 月に稼働した松阪木材コンビナート（ウッドピア松阪）の状況	18

第 4 章 木材流通の現状

1. 県内の原木市場、製品市場の取り扱い状況	28
2. 木材流通の新業態の動き	29
3. 直需木材市場の出現	30

第 5 章 国・県等の林業・木材産業向け施策

1. 国の林業向けの主な事業	33
2. 木材業界向けの農林公庫の融資制度	35
3. 国産材利用促進のための県等の取り組み	37

第6章 新たな取組事例

1．森林適正管理	49
2．ヒノキの間伐材、おがくずの活用	49
3．間伐材によるバイオマス発電	49
4．木質ペレット燃料	49
5．間伐材を利用した防音壁の普及	51
6．地域の環境認定制度の新設	52

第7章 今後の方向性及び対応策

1．工場的大型化、効率経営の徹底	53
2．ホームセンターとの関わり方の検討	55
3．原木市場と製品市場の構造的改革	55
4．木材産業の地域での生残り策	57
5．林業経営の健全化	58

おわりに

第1章 三重県内の森林と林業の現状

1. 森林と林業の概況

三重県の森林面積は、374,391ha と総面積の 64.5% を占め、保有形態別にみると、私有林が 82.4% を占めている。しかし、私有林の中では、5ha 未満の小規模所有者が多くを占めている。

また、人工林面積は、64.2% を占め、天然林面積の 35.8% を大きく上回っている。

三重県の林業は、気候、風土、交通などの自然的条件、社会的条件に恵まれ、スギ、ヒノキなどの植林が行われ、全国でも有数の林業地域を形成してきた。

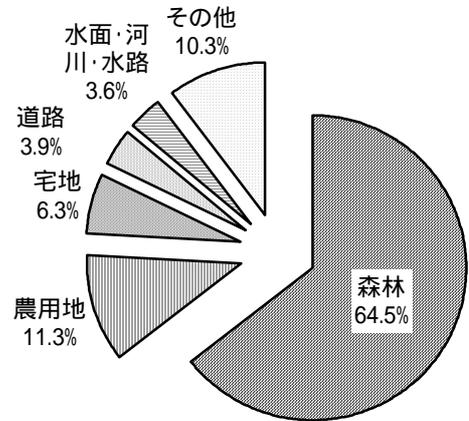
尾鷲林業や飯高林業などの先進林業地や、最近では松阪地域の松阪木材コンビナート『ウッドピア』を中心とした素材製材品の集散地を確立している。

しかし、林業を取り巻く環境は厳しい状況の中にある。景気の低迷、外材の増加による木材価格の低迷、生産コストの増加、獣害による苗木の被害などで林業の採算性は大幅に低下し、小規模な林業家を中心に林業経営意欲の減退、森林所有者の林業離れ、森林への関心低下、地元不在の森林所有者の増加などにより下刈り、枝打ち、間伐が十分に行なわれない、手入れされずに放置された森林が目立っている。

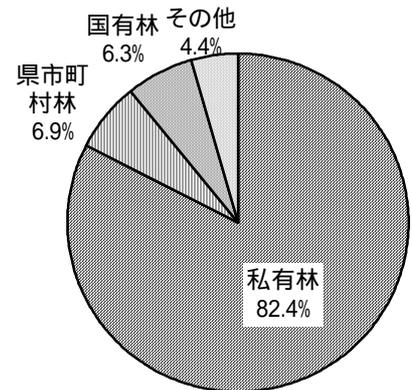
林業従事者の高齢化、後継者不足、新規就労は皆無に等しいなど林業の将来にも不安が残っている。

また、間伐材はコストが合わないという理由から、利用されず山林に放置され、先の台風 21 号（平成 16 年 9 月 29 日）でも豪雨により、三重県内、対岸の愛知県の漁港、海岸に大量の間伐材等が流れ着き、大きな問題を引き起こしている。

〔 土地利用状況 〕



〔 森林保有形態別割合 〕



2. 間伐材の経費と市場価格の試算

間伐材は、市場に出しても赤字になるだけといわれ、下記の経費試算においても、売上 288,000 円に対し、費用は 649,980 円掛かり、361,980 円の赤字で、間伐材の市場価格が安く、大幅な赤字となる結果となった。

経費等の試算によると、人件費だけで市場価格をオーバーし、「間伐に対する公的な補助があっても、市場に出すよりは山林に放置した方がコスト的には得である」という林業家の意見を裏付けるものとなった。

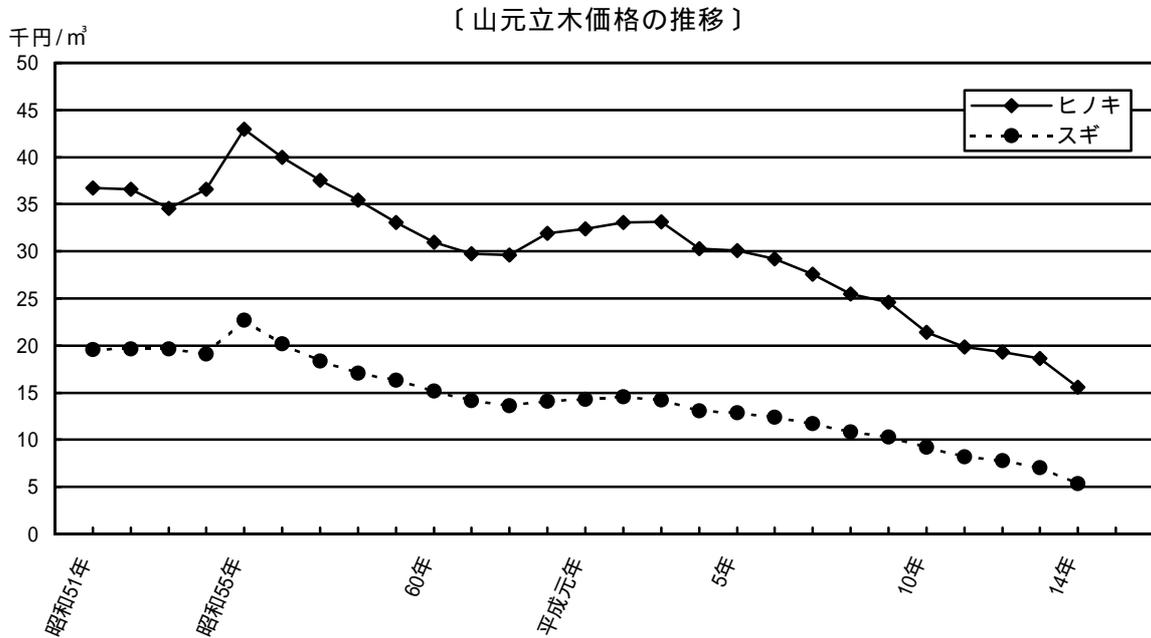
(経費試算モデル)

スギ 林齢 35 年生、成立本数 2,500 本/ha、間伐率 25%、間伐本数 625 本、平均直径 13 cm、 間伐材積 24 m ³ /ha、循環索道架設延長 500m
--

間伐材 24 m ³ 当たりの試算		
売上		
市場価格	$12,000 \text{ 円/m}^3 \times 24 \text{ m}^3 =$	288,000 円
費用		
伐採搬出経費		
伐採・玉切	$24 \text{ m}^3 / 4 \text{ m}^3/\text{人} = 6 \text{ 人}$	
木寄	$24 \text{ m}^3 / 4 \text{ m}^3/\text{人} = 6 \text{ 人}$	
架設	7 人	
搬出	$24 \text{ m}^3 / 6 \text{ m}^3/\text{人} = 4 \text{ 人}$	
撤去	3.5 人	
(計)	26.5 人	
機械損料		
燃料費	$500 \text{ 円/m}^3 \times 24 \text{ m}^3 =$	12,000 円
(小計)	$100 \text{ 円/m}^3 \times 24 \text{ m}^3 =$	2,400 円
その他諸経費 10%		(491,400 円)
	$491,400 \text{ 円} \times 10\% =$	49,140 円
運搬費(山土場から市場まで)	$3,000 \text{ 円/m}^3 (40 \text{ km}) \times 24 \text{ m}^3 =$	72,000 円
市場手数料	$288,000 \text{ 円} \times 8\% =$	23,040 円
桤積み手数料	$288,000 \text{ 円} \times 5\% =$	14,400 円
	費用 計	649,980 円
利益		361,980 円

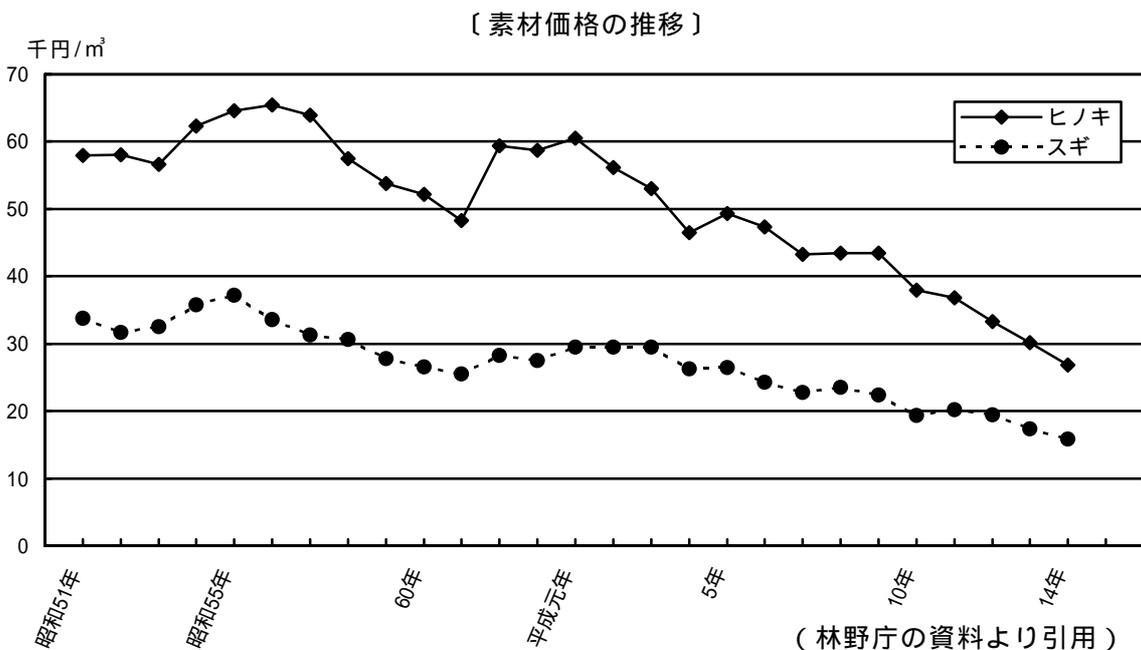
3. 木材相場の推移

山林の立木価格は、最近約30年間をみても、下落傾向にあり、ピーク時に比べ、スギの立木価格は1/4以下、ヒノキの立木価格は1/3近くにまで落ち込んでいる。



(「山林素地及び山元立木価格調」日本不動産研究所より引用)

素材価格も同様に下落傾向にあり、ピーク時に比べ、スギの素材価格は4割に、ヒノキの素材価格は4割に落ち込んでいる。



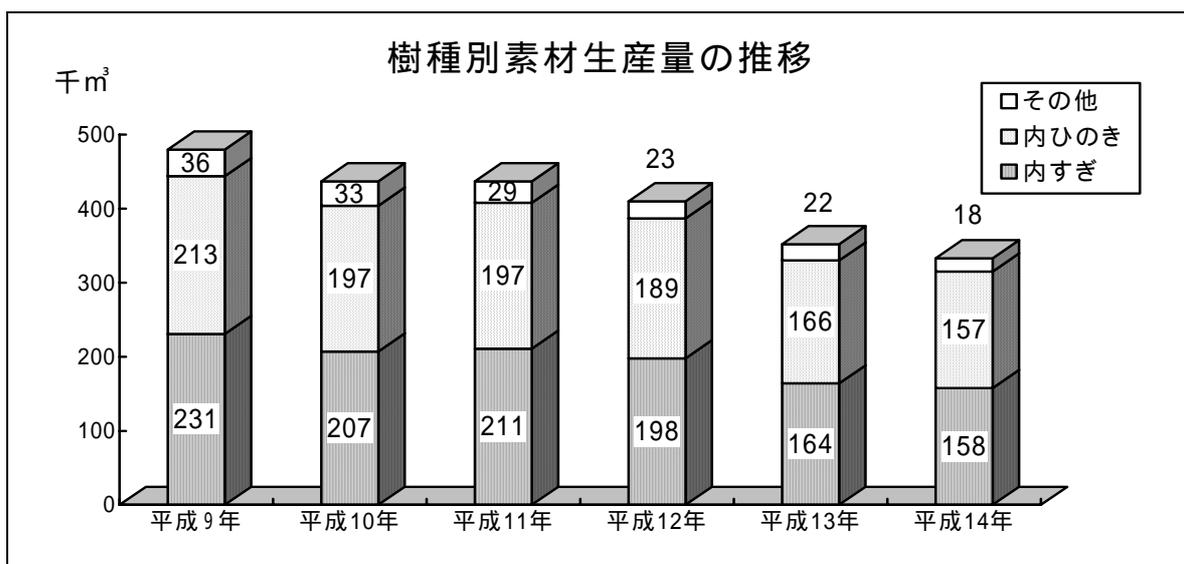
注) 素材価格 = 素材換算立木価格 + 素材生産費(労務費(造林・伐採・集材)、物品費(償却費、消耗品費)、間接費) + 運材費

4. 県内素材生産量の推移

平成14年の素材生産量は333千 m^3 で、樹種別の内訳をみると、「すぎ」「ひのき」がともに47.4%を占め、この2つの樹種で大半を占めている。

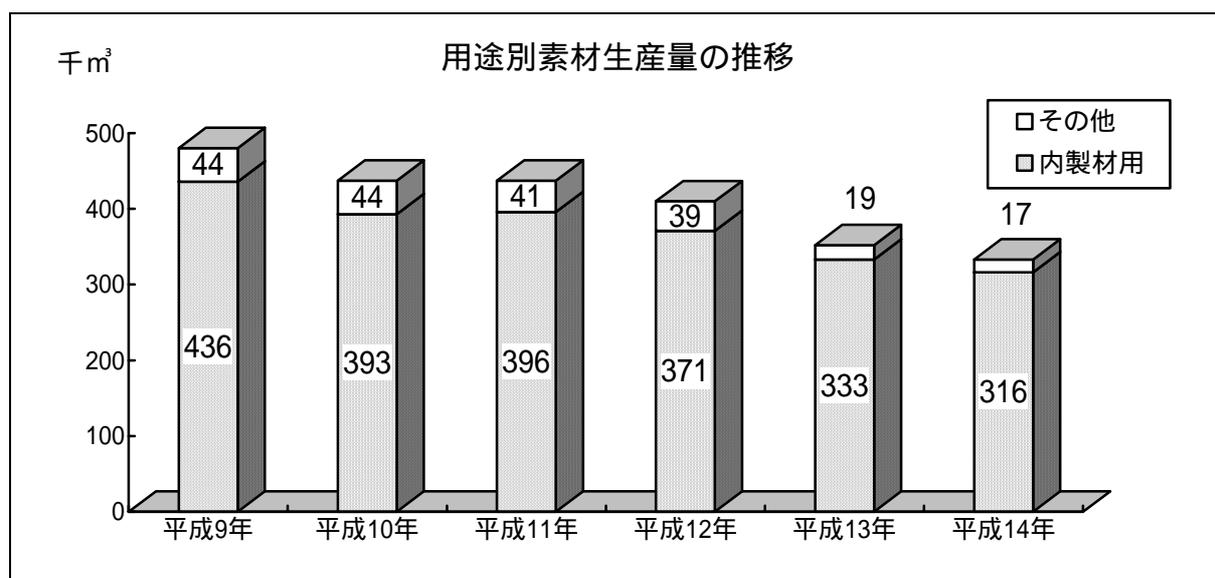
生産量の推移をみると、平成9年には480千 m^3 の生産量があったものが14年には333千 m^3 となっており、この5年間で30.6%の大幅な減少となっている。

樹種別に推移をみると、「すぎ」は231千 m^3 であったものが158千 m^3 となり31.6%の減、「ひのき」は213千 m^3 が157千 m^3 となり26.3%の減となっている。



(資料：「木材需給報告書」)

用途別にみると、「製材用」は436千 m^3 であったものが316千 m^3 となり27.5%の減、「その他」は44千 m^3 が17千 m^3 となり61.4%の減となっている。



(資料：「木材需給報告書」)

第2章 木材需要の状況

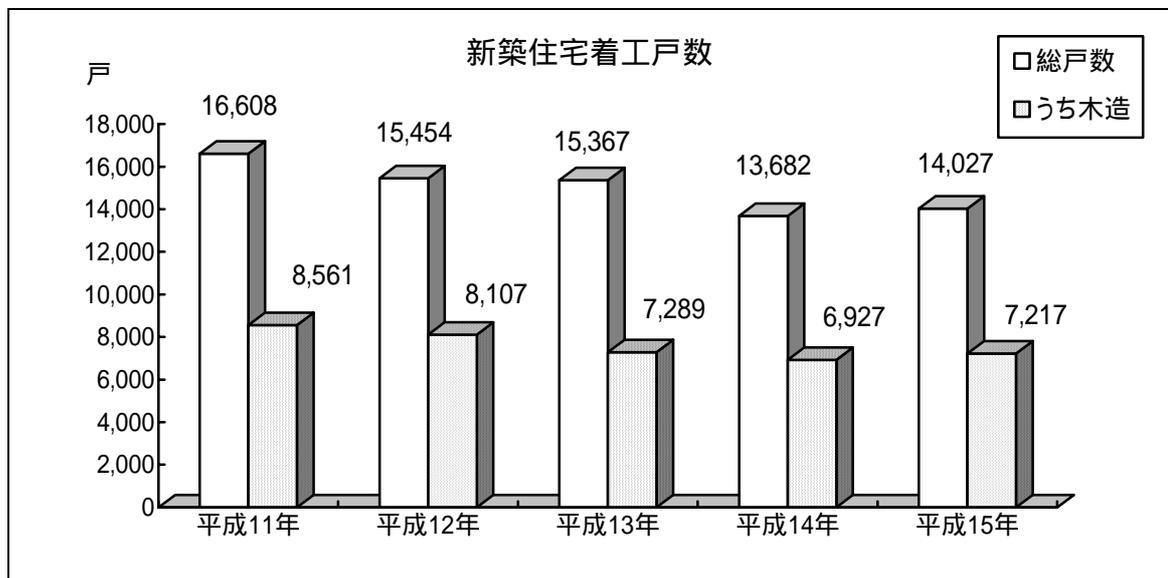
1. 県内新設住宅着工戸数の推移

平成15年の県内の新設住宅着工戸数は14,027戸で、前年より2.5%増加している。ただ、ここ10年の推移をみると、平成8年の24,416戸をピークに減少傾向が続いており、増加の方向に転じたとは言い難い。

うち、木造住宅をみると、新設住宅着工戸数に占める割合は51.5%となっており、ここ3年間上昇しているものの、住宅着工戸数で見れば新設住宅着工戸数と同様、減少傾向が続いている。

新設住宅着工戸数は、住宅ストックの増加数（純増分）と広義の建て替え等戸数を合計したものと考えられ、住宅ストックの増加数は「世帯の増加数＋セカンドハウス需要＋空き家の増加」に分けられる。ここ10年の新設住宅着工戸数の減少は、さまざまな要因が考えられるが、人口の伸びと世帯分離の鈍化から世帯の増加数が伸び悩んだことも大きな要因となっている。そして、人口の伸びと世帯分離の鈍化は今後も続く予想され、セカンドハウス需要や空き家の増加も見込まれるが、世帯の増加数の減少をカバーするのは難しいと考えられる。

このため、新設住宅着工戸数は小幅な増減を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向が続くと予想される。

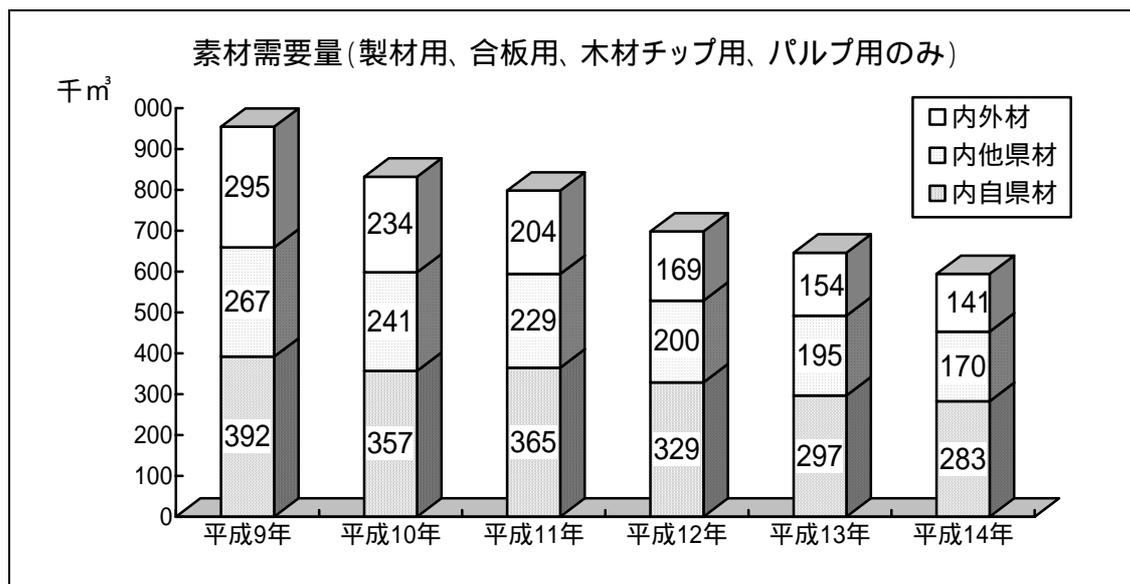


(資料：国土交通省)

2. 国産材、外材の取扱い推移

平成14年の素材需要量は594千 m^3 で、その内訳をみると、三重県材が283千 m^3 （47.6%）、他県材が170千 m^3 （28.6%）、外材が141千 m^3 （23.7%）となっている。

この推移をみると、平成9年に954千 m^3 あった木材需要は急速に低下し、平成14年には594千 m^3 と、37.7%減少している。外材の減少幅が特に大きい（295千 m^3 →141千 m^3 、52.2%）、三重県材（392千 m^3 →283千 m^3 、27.8%）、他県材（267千 m^3 →170千 m^3 、36.3%）と、いずれも需要量が減少している。



(資料：木材需給報告書)

3. 最近の住宅関連の制度改正

(1) シックハウス対策にかかる建築基準法改正

住宅の材料が変わり、化学物質を含む材料が多く使われるようになったことに、住宅の機密性が高まったことが重なり、シックハウス症候群の発症が目立つようになった。このため、建築基準法の一部が改正され、平成15年7月に施行された。

内容としては、クロルピリホス、ホルムアルデヒド（接着剤、塗装剤等に含まれる）の使用が規制されることとなった。これにより、居室を有する建築物にはクロルピリホスを添加した建材の使用が禁止され、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積が制限された。また、天井裏等は下地材をホルムアルデヒドの発生が少ない素材とするか、機械換気装置を付ける必要ができた。

これにより集成材でなく無垢材への需要が増加するものと期待されている。

シックハウス対策について知っておこう。

快適で健康的な住宅で暮らすために シックハウス対策 のための規制導入 改正建築基準法 は平成15年7月1日に施行されました。

シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げ、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

改正
建築基準法に
基づく
シックハウス
対策の概要

- 1 ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制
①内装仕上げの制限 ②換気設備設置の義務付け ③天井裏などの制限
- 2 クロルピリホスの使用禁止

シックハウス症候群は
なぜ起きるのでしょうか

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっています。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられています。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もありますが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると様々な健康に有害な影響が出るおそれがあります。

主な要因

- ①住宅に使用されている建材や家具、日用品などから様々な化学物質が発散。
- ②住宅の気密性が高くなった。
- ③ライフスタイルが変化し、換気が不足しがち。

主な対策

- 建材や家具、日用品などから発散する化学物質を減らす。
- 換気設備をつけて室内の空気をきれいにする。

シックハウス対策に関して
こんな法律・制度・基準があります。

シックハウス関連の制度や基準

- 化学物質室内濃度の大きな目安
厚生労働省室内化学物質濃度指針値
- 必ず守らなければならない法律
建築基準法のシックハウス対策
- 建て主の希望による室内空気環境の表示
住宅性能表示制度

せっかく建てる家だから
家族の健康や、安心のために
建てる前に知っておこう！
シックハウス対策。



国土交通省住宅局



知らなかった！
シックハウス対策は国の
法律や制度、基準があるんだ。
ちゃんと勉強しておこう！

知ってください！ シックハウス対策はもちろん、
住まいの安心チェックができる制度です。

これから新築される方、賃貸住宅・マンションなどを購入される方のために、

住宅性能表示制度

シックハウス対策のための基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度についても改正されました。

住宅性能表示制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」にもとづき、平成12年10月にスタートした新しい制度です。
詳しくは裏面のホームページへ▶▶

知って下さい。改正建築基準法に基づくシックハウス対策。

シックハウス対策って
建材の品質や換気設備
がこんなに大切なんだ。
しっかりチェックして
おこう!



1 ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で木質建材などに使われています。3つの全ての対策が必要となります。

(対策Ⅰ) 内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS, JAS などの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の 規制対象外	少ない	F☆☆☆☆	制限なしに 使える
第3種ホルムアルデヒド 発散建築材料	↑	F☆☆☆☆	使用面積が 制限される
第2種ホルムアルデヒド 発散建築材料	↑	F☆☆☆☆	使用面積が 制限される
第1種ホルムアルデヒド 発散建築材料	多い	旧E ₁ , F _{ca} 又は表示なし	使用禁止

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS, JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、
壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上 塗材など

(対策Ⅱ) 換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。例えば住宅の場合、換気回数0.5回/h以上の機械換気設備(いわゆる24時間換気システムなど)の設置が必要となります。

※換気回数0.5回/hとは、1時間当たりに部屋の空気の半分が入れ替わることをいいます。

(対策Ⅲ) 天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次の①～③のいずれかの措置が必要となります。

① 建材による措置	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない(F☆☆☆☆以上とする)
② 気密層、通気止めによる措置	気密層又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
③ 換気設備による措置	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする

2 クロルピリホス対策

クロルピリホスは有機リン系のしろあり駆除剤です。居室を有する建築物には使用が禁止されます。

一戸建て住宅

(対策Ⅰ) 内装仕上げ

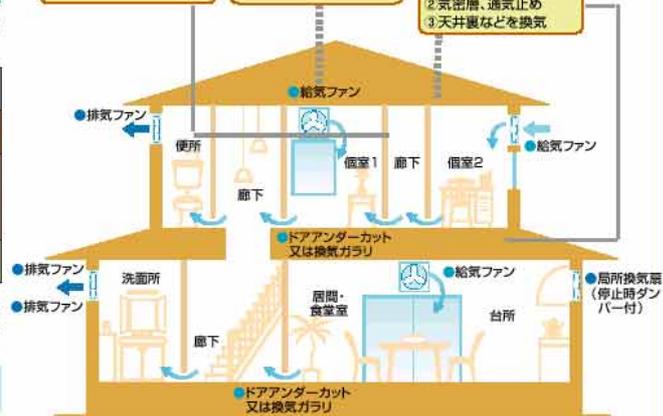
F☆☆☆☆の場合、床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの
24時間換気システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など

次のいずれか
① 建材:F☆☆☆☆以上
② 気密層、通気止め
③ 天井裏などを換気



共同住宅の住戸

(対策Ⅰ) 内装仕上げ

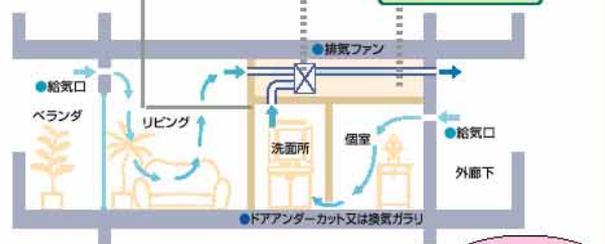
F☆☆☆☆の場合、床面積の2倍まで
F☆☆☆☆の場合、制限なし

(対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの
24時間換気システムを設置

(対策Ⅲ) 天井裏など

次のいずれか
① 建材:F☆☆☆☆以上
② 気密層、通気止め
③ 天井裏などを換気



シックハウス対策、こんなところにも気をつけましょう!
建築基準法さえ守ればシックハウス対策は十分、というわけではありません。住宅選びに当たっては、トルエン、キシレンなど他の化学物質対策もしっかりチェックしましょう。また、家具や防虫剤、化粧品、タバコ、ストーブなども化学物質の発生源となります。身の回りの日用品や換気など、住まい方にも充分気をつけましょう。

シックハウス対策って
建材の品質や換気設備
以外にも、日用品などにも
気を付けなくちゃ!



●建築基準法シックハウス対策の詳細は次のホームページでご覧ください。

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

「改正建築基準法に基づくシックハウス対策コーナー」 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sick.html>

●住宅性能表示制度についての詳細は次のホームページでご覧ください。

住まいの情報発信局 <http://www.sumai-info.jp>

住宅性能表示制度をはじめ、信頼できる住まいの情報はこちらへどうぞアクセスしてください。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」コーナー <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>

住宅性能評価機関等連絡協議会 <http://www.hyouka.gr.jp>

本紙は、再生紙を使用しています。

出所：国土交通省 HP

(2)住宅の品質確保の促進

住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決、を目的に、

住宅性能表示制度（構造の安定、音環境、温熱環境、高齢者等への配慮など、新築住宅：9分野28事業、既存住宅：現況調査+6分野21事業）の導入

新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（構造体力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分など・・・）を、完成引渡しから10年間義務化すること

などを主な内容とする、「住宅の品質確保の推進に関する法律」が施行された。以下はその概要である。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の概要

1. 目的

- ① 住宅の品質確保の促進
- ② 住宅購入者等の利益の保護
- ③ 住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決

2. 住宅性能表示制度

住宅性能表示制度は、利用するか否かは、住宅供給者・取得者や既存住宅の取引者等の選択による。

① 日本住宅性能表示基準、評価方法基準

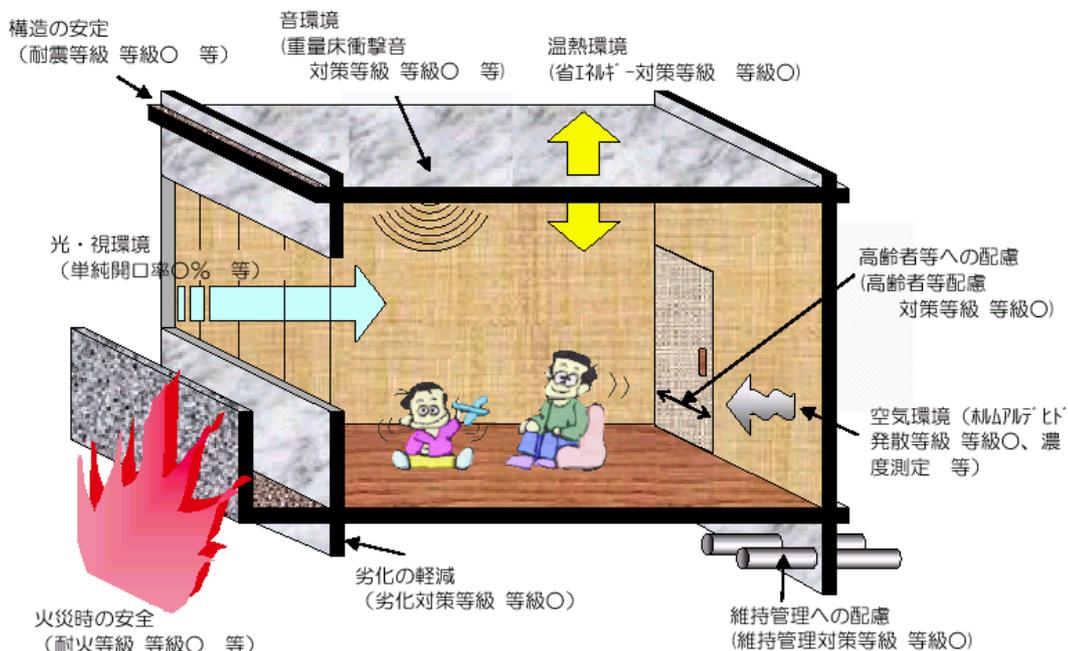
(1) 日本住宅性能表示基準

住宅の性能（構造の安定、室内空気環境、高齢者等への配慮 等）に関して表示すべき事項及び表示の方法を内容とする基準。平成 14 年 8 月付けで既存住宅を対象に追加。

(2) 評価方法基準

日本住宅性能表示基準に定める住宅の性能に関する設計図書の評価方法や検査の方法を内容とする基準。平成 14 年 8 月付けで既存住宅を対象に追加。

● 住宅性能表示のイメージ（新築住宅：9分野 28 事項、既存住宅：現況検査＋6分野 21 事項）



*：上図には、既存住宅の場合に、性能表示の対象とならない事項も含まれているほか、上図以外に「現況検査により認められる劣化等の状況に関する事項」に関連する2つの事項が性能表示の対象となる。

② 指定住宅性能評価機関による住宅性能評価

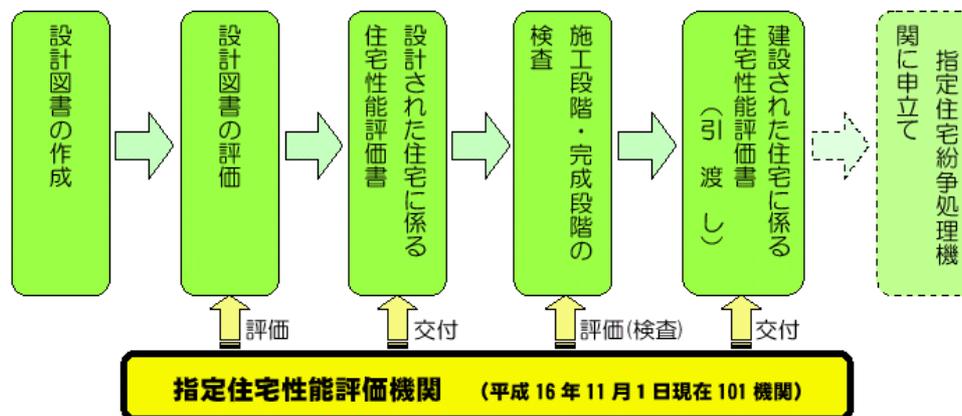
- (1) 指定住宅性能評価機関（国土交通大臣が指定した者）は、申請者の求めに応じ、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準等に従って評価することをいう。）を行い、住宅性能評価書（標章を付した評価書）を交付することができる。
- (2) 何人も、(1)の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、この標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

● 住宅性能評価書に付する標章



- (3) 新築住宅については、住宅の建設工事の請負人が、請負契約書に住宅性能評価書若しくはその写しを添付し、又は注文者に対しこれらを交付した場合においては、当該契約書に反対の意思を表示しない限り、これらに表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。（新築住宅の売主についても、同様に、住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。）

● 住宅性能評価に係るフロー（新築住宅の場合）



③ 住宅型式性能認定等

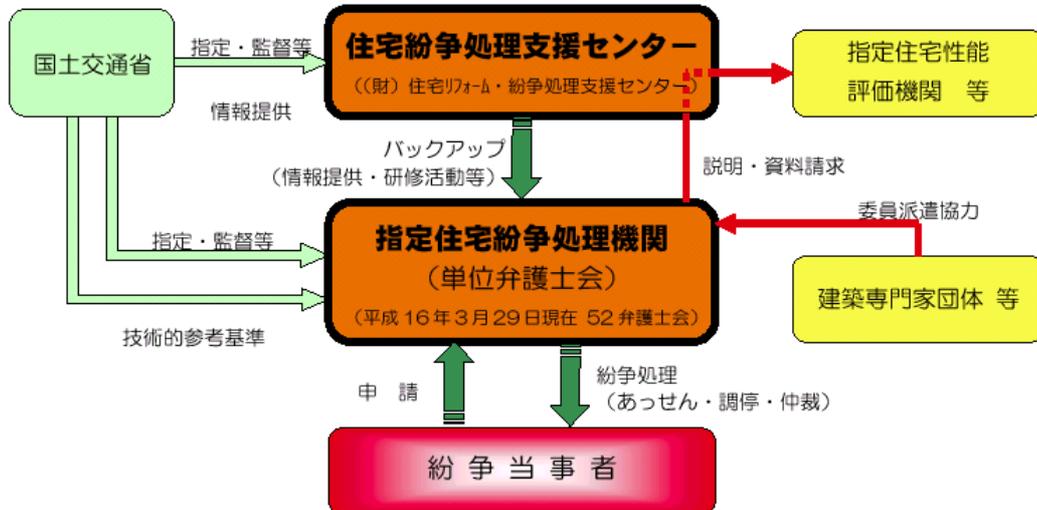
住宅性能評価を効率的に実施するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 新築住宅を対象とする住宅性能評価について、標準設計書等に関する住宅性能評価の簡略化（住宅型式性能認定）及び工業化住宅等に関する住宅性能評価の簡略化（型式住宅部分等製造者認証）
- (2) 新技術開発等に対応した特別な評価方法の適用（特別評価方法認定）

④ 住宅に係る紛争の処理体制

性能評価を受けた住宅にかかわるトラブルに対しては、裁判外の紛争処理体制を整備し、万一のトラブルの場合にも紛争処理の円滑化、迅速化を図る。

● 住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争処理の運営イメージ



3. 新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例

① 対象となる部分

・ 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版、横架材のうち、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える部分（建築基準法施行令第1条第1項第3号と同様の内容）

・ 雨水の浸入を防止する部分

- ① 住宅の屋根又は外壁
- ② 住宅の屋根又は外壁の開口部に設ける戸、わくその他の建具
- ③ 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

② 請求できる内容

- ・ 修補請求（民法上売買契約には明文なし）
- ・ 損害賠償請求
- ・ 解除（解除は売買契約のみで、修補不能な場合に限る。）

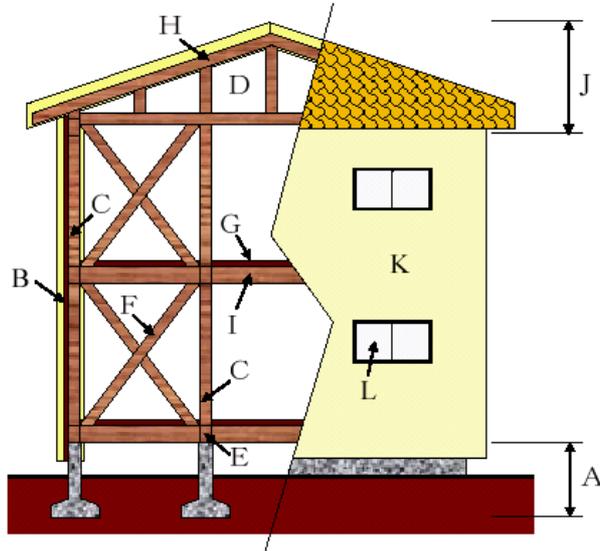
③ 瑕疵担保期間

完成引渡しから10年間義務化

※ これらに反し住宅取得者に不利な特約は無効

● 新築住宅の瑕疵担保責任を10年間義務づける部分のイメージ

- 木造（在来軸組工法）の戸建住宅の例
2階建ての場合の骨組（小屋組、軸組、床組）等の構成



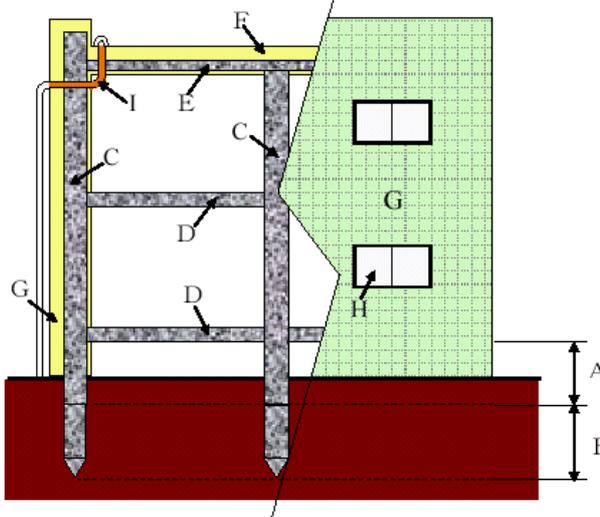
【構造耐力上主要な部分】

基礎	A
壁	B
柱	C
小屋組	D
土台	E
斜材	F
床版	G
屋根版	H
構架材	I

【雨水の浸入を防止する部分】

屋根	J
外壁	K
開口部	L

- 鉄筋コンクリート造（壁式工法）の共同住宅の例
2階建ての場合の骨組（壁、床版）等の構成



【構造耐力上主要な部分】

基礎	A
基礎ぐい	B
壁	C
床版	D
屋根版	E

【雨水の浸入を防止する部分】

屋根	F
外壁	G
開口部	H
排水管	I

4. 施行期日等

「瑕疵担保責任の特例」は、平成12年4月1日の施行とともに実施されている。この瑕疵担保責任の特例は、平成12年4月1日以降に締結された新築住宅の取得契約について適用となる。また、「住宅性能表示制度」は、平成12年10月3日から新築住宅を対象に実施されており、平成14年8月20日には、既存住宅を制度の対象に追加する旨の日本住宅性能表示基準等の改正が行われ、平成14年12月17日から実施されている。

(参考)

● 本法に基づく規定の適用（新築住宅、既存住宅別）

規 定		新築住宅	既存住宅	
住宅性能表示制度	①日本住宅性能表示基準、評価方法基準の設定	● [*]	● [*]	
	②指定住宅性能評価機関による住宅性能評価	住宅性能評価書の交付	●	●
		契約みなし規定	●	—
	③住宅型式性能認定等	住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証	●	—
特別評価方法認定		●	●	
④住宅に係る紛争の処理体制		●	●	
瑕疵担保責任の特例		●	—	

※ 日本住宅性能表示基準、評価方法基準に位置付けられる性能表示事項は、新築住宅に係るもの、既存住宅に係るもので異なっている。(次表参照)

● 性能表示事項の適用（新築住宅、既存住宅別）

性 能 表 示 事 項		新築住宅	既存住宅
構造の安定に関すること	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	●	●
	耐震等級（構造躯体の損傷防止）	●	●
	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●
	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	●	●
	基礎の構造方法及び形式等	●	●
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	●	●
	感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	※	●
	避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	※	●
	脱出対策（火災時）	●	●
	耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	●	●
	耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	●	●
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級（構造躯体等）	●	—
維持管理への配慮に関すること	維持管理対策等級（専用配管）	●	●
	維持管理対策等級（共用配管）	※	●
温熱環境に関すること	省エネルギー対策等級	●	—
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	●	—
	換気対策（居室の換気対策）	●	—
	換気対策（局所換気対策）	●	●
	室内空気中の化学物質の濃度等	●	●
光・視環境に関すること	単純開口率	●	●
	方位別開口比	●	●
音環境に関すること	重量床衝撃音対策	※	●
	軽量床衝撃音対策	※	●
	透過損失等級（界壁）	※	●
	透過損失等級（外壁開口部）	●	—
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	●	●
	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	※	●
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	現況検査により認められる劣化等の状況	★	—
	特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）	★	●

※ 共同住宅等のみが対象である。

★ 既存住宅のみが対象である。

出所：国土交通省 HP

(3)住宅ローン減税の段階的縮小

住宅ローン減税が平成17年居住分より段階的に縮小されることとなった。

平成16年居住分までは10年間、ローン残高の1%、最大5,000千円の所得控除があったものが、下の表のように、平成17年居住分からは9年目、10年目がローン残高の0.5%となり最大3,600千円に、平成18年居住分からは8年以降住宅ローン残高の0.5%、最大2,550千円に、といった形で徐々に縮小される。

住宅ローン減税縮小前の駆け込み需要、需要の先食いの影響が16年には発生しているとみられ、17年、18年といった年については、住宅建設需要の引き下げ要因となると考えられる。

また、長期金利の動向として、徐々に上昇するものと懸念されており、長期金利の上昇と重なるようなこととなると、住宅需要は冷え込む懸念がある。

一方、景気についてはやや明るい兆しが見え、今後、雇用に安心感が広がったり、給与の上昇といった将来への期待観が広がれば、住宅ローン減税の需要創出効果が剥がれ落ちても、住宅建設需要が増加する可能性もある。



表出所:国土交通省 HP

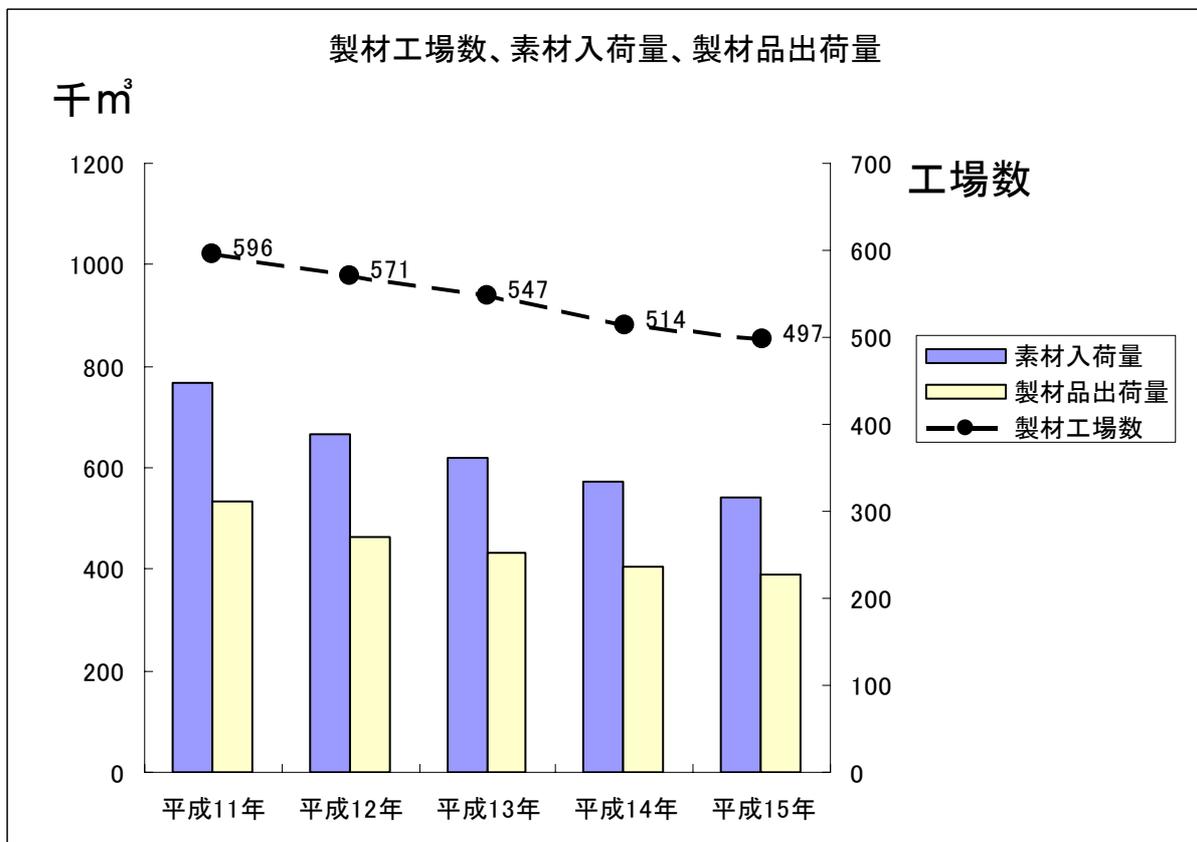
第3章 県内製材業の状況

1. 製材工場の推移、現状

平成15年の製材工場数は497で、前年より17減少している。三重県の製材工場数は、このように減少傾向にあるとはいえ、全国順位は昨年に続き1位を維持している。

素材入荷量、製材品出荷量も減少傾向にあるが、製材品出荷量の全国順位は11位から10位にアップしている。

三重県は工場数は全国一であるが、一工場当たりの素材入荷量、製材品出荷量が少なく、規模が小さい事業所が多くなっている。



(資料：「平成15年製材統計調査・木材流通調査」)

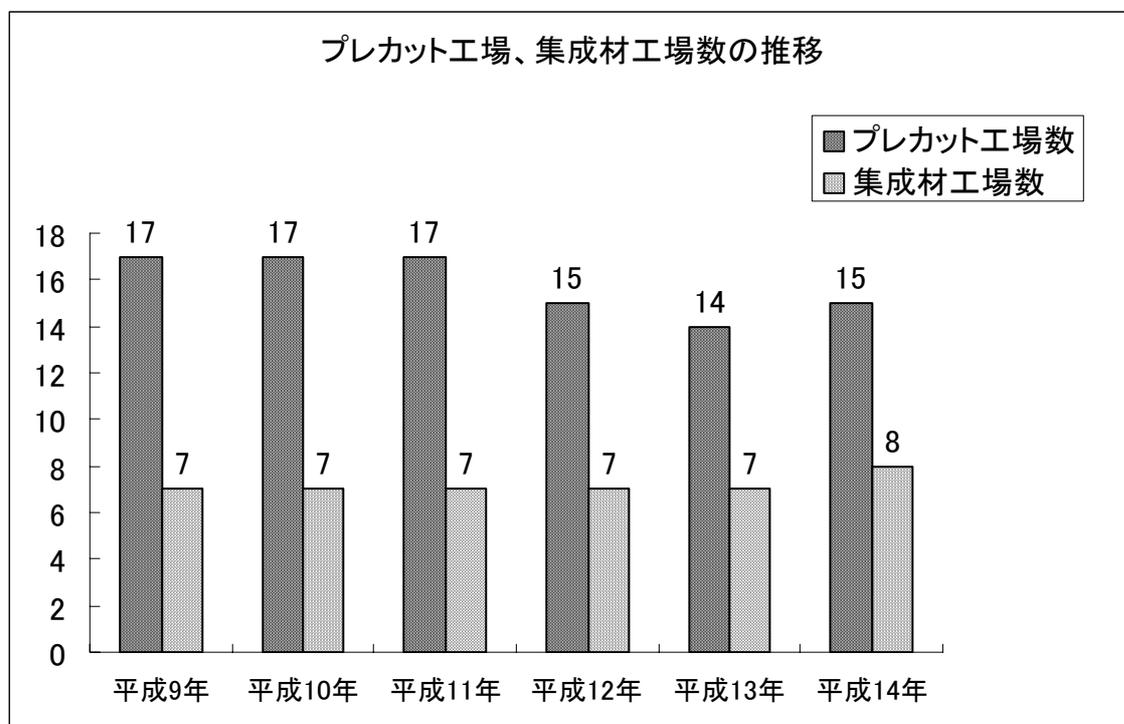
製材工場数、製材用素材入荷量、製材品出荷量の全国と三重県の比較(平成15年) 単位：千m³

区分	製材工場数	製材用素材入荷量 (1工場あたり)	製材品出荷量 (1工場あたり)
全国	9,920	21,857(2.2)	13,929(1.4)
三重県	497	542(1.1)	390(0.8)

(資料：「平成15年製材統計調査・木材流通調査」)

2. 集成材工場、プレカット工場の現状

プレカット工場は若干減少傾向がみられ、その経営には厳しいものとみられる。
集成材工場についてはほぼ横這いとなっている。



(資料：三重県「林産物供給チーム資料」)

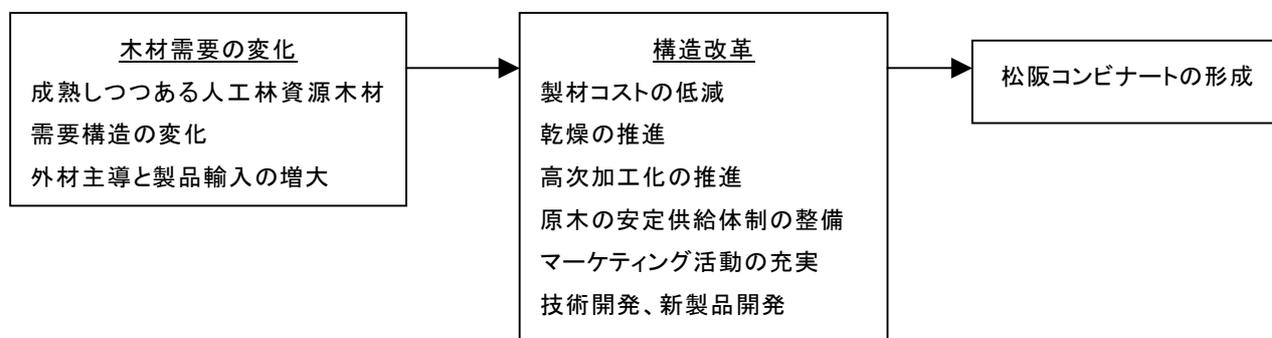
3.平成 13 年 4 月に稼働した松阪木材コンビナート（ウッドピア松阪）の状況

(1)松阪木材コンビナート整備の目的

以上みてきたように県内製材業の状況は厳しいものがあることから、国・県の後押しも受け、中勢地域の事業者が事業を集約し、松阪木材コンビナートが形成された。松阪は、わが国有数の国産材集散地であり、三重県の木材流通加工の中核である。この松阪地域に於いて、新たな流通や様々なニーズに対応できる、流通加工システムを構築することになった。

松阪木材コンビナートのこのような目的を製品の形にしたものが、[ウッドピアブランド]であり、今後このウッドピアブランドを国産材を代表するブランドとして確立することを目指している。

<松阪木材コンビナート整備の背景>



松阪木材コンビナートでは、新しい機能を導入した先進的な木材総合物流基地作りを目指して、紀伊半島の豊富な森林資源を利用し、わが国有数の国産材製材産地、あるいは木材の一大集散地としての役割を松阪地域が今後とも果たしていくため、木材の新たな流通やニーズに対応できる流通加工システムを構築していくこととしている。

具体的には

- 1.価格、供給量の安定性（外材、代替材と同等の価格、量、供給体制）
- 2.工業製品並みの一定した性能と保証（寸法、乾燥等品質の管理と保証）
- 3.豊富な品揃え（役物、集成材、プレカット、パネル等）

など、住宅産業等の木材供給に対するニーズに合わせた、21世紀における、総合物流加工拠点として、夫々の機能を連結させた木材コンビナートの整備を進めようとしている。

(2) 事業概要

位 置	松阪市木の郷町(山室、立野地区)	
面 積	工場敷地 233 千㎡	
施設内容	木材流通	原木市場、製品市場、販売センター
	木材加工	大型製材工場、集成材加工工場、内装材加工工場、プレカット工場
取 扱 量	原木市場	現状 12 万㎡→目標 16 万㎡
	製品市場	現状 4 万㎡→目標 6 万㎡
	製材工場	原木消費量目標 5 万㎡
総事業費	約 142 億円(造成費等 70 億円、施設整備費 72 億円) (林業構造改善事業、木材産業構造改革事業により国、県、市からの補助金 約50%導入)	
事業主体	ウッドピア松阪協同組合 組合員数 46 社	
事業期間	平成 7 年～平成 15 年	

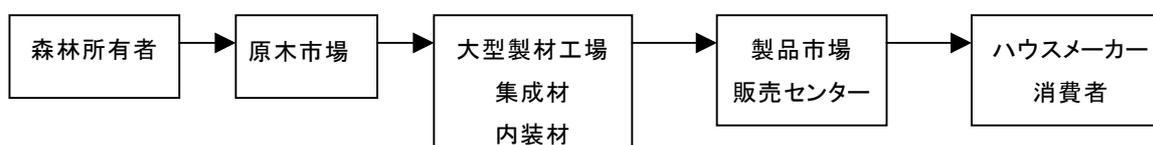
ウッドピア松阪協同組合の組織概要

種 類	事業体数	備 考
森林組合等	6	松阪飯南森林組合、宮川森林組合、中勢森林組合、大紀森林組合、 三重県森林組合連合会、三重県木材協同組合連合会
原木市場等	8	松阪木材株式会社、松阪地区木材協同組合、中川林業株式会社、 有限会社丸天木材市場、ウッドピア市売協同組合、 ウッドピア流通検査協同組合、株式会社ウッドピア21、 株式会社マツモクフオレスト
製材工場等	26	
その他	6	松阪建築クラブ、運送業者等、株式会社ウッドピアハウス
合 計	46	

(3) 松阪木材コンビナートの木材製品の流れ

松阪木材コンビナートでは、原木市場～製品市場・販売センターまでが整備されており、製品については卸や小売だけでなく、直接にハウスメーカー・消費者へも販売されている。

<松阪木材コンビナートの木材製品の流れ>



<既存の木材流通システム>



(4) 松阪木材コンビナートの経営戦略

松阪木材コンビナートの経営戦略は次のようなものである。

- A. 消費者の視点にたった、定時、定量、定質、定価格、品揃えのマーケットイン型の製造、供給体制により販売を行なう。
- B. 消費者のニーズに対応した環境や、健康に優しい商品開発や需要拡大を行なうため、地域産業集積活性化法による地域指定を受け、調査、研究、PR 活動などを商工部門と連携して推進する。
- C. 乾燥処理、規格、強度の表示等の徹底により、消費者が安心して使用できる製品を供給し、ブランド化を推進する。また、コンビナート以外の製品も規格に適合したものをウッドピアブランドとして販売することにより、製材品の大口化、品揃えなど、紀伊半島地域の木材産業と連携し、流通面でのスケールメリットを充実させる。
- D. 流通の合理化、製造コストの低減等により、森林所有者への還元を行なうため、原木の直送取引システムを構築する。
- E. ウッドピアブランドへの消費者の信頼を確保するとともに価格を安定化するため、ウッドピアブランド品の販売窓口を、株式会社ウッドピア 21 に一元化する。
- F. 今後の戦略として、顧客満足度を向上させる新たな物流、販売システムの構築を図るために、IT の整備、ISO の認証取得を行なう。

(5) 各事業所の稼働後の状況、対応策等

ウッドピア松阪協同組合

理事長	田中 善彦	従業員	4 人
組合設立	平成 5 年 7 月 9 日	総事業費	24,570 千円
組合員数	44 人	主要業務	松阪木材コンビナートの総合管理
出資金	4,400 千円	主要施設	総合管理棟

<事業の概要と抱える課題>

組合員の事業の用に供する、土地建物の取得建設、森林の維持、及び管理運営のほか、事業に関する調査、研究、共同宣伝、金融の斡旋等を行なっている。

松阪木材コンビナートの工場敷地利用状況については、全体の敷地面積 233 千㎡のうち 77%は

使用済みの敷地で、残りの23%（9区画、54千㎡）が未利用地となっている。未利用地の活用につき、同組合では、鋭意利用先をさがしているが、利用対象者は、木材関連業種に限るという、制約があるため、利用先獲得に難航している状況である。

松阪木材コンビナートが平成13年4月に稼動して以降3年が経過し、特に16年度は住宅ローン減税縮小前という追風もあり、業績は市場を始め加工工場とも生産販売の営業全般にわたり、順調に推移している。

しかし、松阪木材コンビナートの運営につき、各工場の連携による合理化の推進、生産コストの削減が軌道にのっておらず、今後解決していかなければならない課題になっている。

ウッドピア市売協同組合

< 概要 >

原木市場については、5市場（松阪木材株式会社、中川林業株式会社、松阪地区木材協同組合、有限会社丸天木材市場、株式会社マツモクフォレスト）を松阪木材コンビナート1ヶ所に集めることにより、原木の集荷力を高めて、安定供給を図ることを目的に実現したものである。

市の開催日は毎週水曜日の一回とすることにより、豊富な品揃えの中から希望する原木の調達を容易にすることになった。また2機の原木寸検選別装置を整備し、作業能率を高める設備を設置している。

市場形態は複式市場で組合員が浜問屋となって各自、集荷、販売し親会社であるウッドピア市売協同組合が買方の与信管理と販売代金の集金を行っている。三重県内では初の複式市場の開設となった。

理事長	中川 貞雄
組合設立	平成11年11月9日
組合員数	5人
出資金	80,000千円
従業員数	5人
総事業費	1,159,818千円
主要業務	原木、製品の市売
主要施設	原木土場:面積102,953㎡、製品林場:5棟 4,939㎡、選別機:2機、管理棟
計画取扱量	原木現状12万㎡→目標16万㎡ 製品現状4万㎡→目標6万㎡
参加浜問屋	松阪木材株式会社、中川林業株式会社、松阪地区木材協同組合、有限会社丸天木材市場、株式会社マツモクフォレスト
営業範囲	全国 契約得意先約600店
市日	毎週水曜日 ただし市日が祝祭日に当たる時は繰り上げる
市場営業時間	午前8時～午後5時まで

開市時間	平市 原木午後 1 時から 製品午後 1 時から 特市 原木午前 10 時から 製品午前 10 時から		
販売方法	セリ売りまたは入札売り		
出荷者 負担費用	販売手数料	原木 売上高の 8% 製品 売上高の 8.5%	
配列手数料	原木 1 m ³ あたり 1,000 円 製品 1 m ³ あたり 800 円		
代金精算	浜問屋の責任において、市日翌週の月曜日に現金で支払い、または指定の金融機関に振込 送金する		
買方要領	買方契約者	<正規買方> 木材業者、製材業者で当協同組合と所定の 契約を締結した方	決済方法は約束手形または 現金決済
		<臨時買方> ・市日当日に現金買いの契約を締結した方 ・市日当日までに、買方取引契約書及び取引 契約金未納の方	保証金=10 万円 代金支払 いは現金払い
取引契約金 (保証金)	現金取引契約の買方	取引契約金 10 万円	
	手形取引契約の買方	保証金 50 万円	
決済方法	現金取引契約の買方	市日から 10 日以内に組合へ現金払い	
	手形取引契約の買方	市日起算の 60 日約束手形を市日から 10 日以内に組合へ支払い	
	買取商品の受取	市日から 17 日以内に引取	
積込手数料	原木 1 m ³ あたり 1,000 円 製品 1 m ³ あたり 500 円		
臨時買方	原木 1 m ³ あたり 1,200 円 製品 1 m ³ あたり 700 円		

< 事業概要と課題 >

(平成 13 年 4 月オープン後のウッドピア市売協同組合の 3 カ年間実績)

種類		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
原木 m ³	材積	97, 923	93, 373	94, 396
原木 百万	金額	3, 259	2, 862	2, 747
製品 m ³	材積	28, 648	31, 278	32, 940
製品 百万	金額	2, 679	2, 735	2, 986
合計	金額	5, 939	5, 598	5, 734

原木市場の取扱高は、統合前の平成 10 年度の 4 市場の取扱実績が 120 千 m³であったが、平成 15 年度の取扱実績は 94 千 m³と取扱実績は 5 年間で約 20%の落ち込みになっている。

日刊木材新聞 (H16.6.22 シリーズ市場と流通) の記事によると、原木市場の取引高減少は、全国的に平成 5 年度に比べ半減しているところが大部分で、数量減少と材価低迷の両面から経営

を圧迫している状況で、その面からみれば、ウッドピア市売協同組合は市場統合により広域集荷力を発揮して全国でトップ規模の取扱高を挙げており、施設整備効果は一定の成果があったと考えられる。

しかし、原木市場は種々の問題をかかえている。製材工場数の減少に加え、山元が採算割れのため伐採を抑制する傾向にあり、また素材生産者が市場を通さず製材工場や建設会社へ直接販売する中抜きも増加している。農林水産省の統計情報部がまとめた「木材流通構造報告書平成 15 年 12 月」によると国産材の素材生産者から需要者（製材、合板工場）への出荷量は全体の 30.4% との調査結果が出ており、この傾向は三重県内でも拡大の傾向にある。

原木市場の機能は、木材の選別、仕分けにあり、加えて、与信機能、物流機能により存在価値を発揮しているが、原木市場を取り巻く環境が大きく変化するなかで、市場の仕組みを構造的に改革していく必要性にせまられている。

原木市場の今後の対策として考えられることは、素材の選別、仕分け機能をどう生かすかにある。たとえば、付加価値材、A 材は従来通り市場でセリを行い、並材・合板適材は特売方式等によることも考えられる。適材適所への素材供給を行い集荷の合理化と販路の拡大を行なう。また市場が伐出班をつくり自ら立木伐採や搬出を行い、合理化に取り組むのも 1 つの方策といえる。

各地でバイオマス発電が話題になっているが、切捨ての木材や樹皮、おが粉など、国産材製材所や市場でも処理に苦慮しているところもあり、原木市場が供給元になり、バイオマス原料の集荷、蓄積を行なうことも市場再生策として考えられる。

製品市場については、2 市場（松阪木材株式会社、松阪地区木材協同組合）が統合し、後から株式会社マツモクフオレストが加わり、3 市場が浜問屋になり営業を行なっている。製品取扱量は毎年順調に増加しており、平成 15 年度売上高に於いて始めて原木売上高を上回り年間 30 億円の売上実績をあげている。このように製品市場が好調なため、ウッドピア市売協同組合の収支状況も堅調に推移している。

全国的に製品市場の取扱状況は、平成 5 年以降 10 年間の比較で売上高が半減している状況で、（日刊木材新聞より）そうした全国比較からみれば、ウッドピア市売協同組合は健闘しているといえる。

製品市場の販売形態は大部分が相対取引になっているが、その要因は、プレカット材、集成材、が多くなりセリの対象外になっていること、また木材小売店は売りが先で仕入れが後になっているため、特定の市日に来て仕入れることが少なくなってきたことから市場の原則が崩れ、相対取引になっているためである。

製品市場の環境もここ数年で大きく変化し、プレカットの取扱比率の高まりによりプレカット工場が木材流通の核になっており、製品市場に CAD を設置し、プレカット工場と提携し製品の販売流通を行なっているところが多い。ウッドピア市売協同組合では、松阪木材コンビナート内に

プレカット工場がありプレカット工場との提携販売は、株式会社ウッドピア 21 がその役割を果たしている。

今後の製品市場の対応策について、製品市場の機能は、製品のストック機能、与信機能、物流機能に存在価値があり、その機能を今後どう生かしていくか。また最近の新業態の状況をみると、直需木材市場の出現（北関東／ハイビック株式会社、九州／新宮株式会社）により、大工、工務店を対象にした会員制木材市場が非常な勢いで伸びてきている。またホームセンターが業者向けに売場を拡大し、大工、工務店向けに木材をはじめ、建設資材、建築金物、セメント等すべてが揃う売場に、業者むけにワンストップショッピングを図り販売実績をあげている。このような新業態にどのように対応していくかが、製品市場の今後の課題といえる。

ウッドピア市売協同組合の販売先は基本的に木材小売店を対象とし、大工、工務店を対象としていない。この状況をどう打開していくか。全国的にも製品市場はセンター化の方向にあり、環境の変化に順応し、地元の大工、工務店とのつながりを深める必要性に迫られていると考えられる。ウッドピア市売協同組合の製品市場の林場は5千㎡あり、三重県内最大の製品在庫を持っており優良材が集まる環境にあり、このことが製品市場の好調な要因といえる。このような規模のメリットを大切にしつつ、今後は建設資材の幅広い品揃え、販売先を大工、工務店まで広げた対応が必要といえる。

ウッドピア流通検査協同組合

理事長	田中 善彦	出資金	2,400 千円
組合設立	平成 11 年 12 月 22 日	従業員数	6 人
組合員数	8 人	総事業費	447,754 千円
主要業務	製品の検査、格付、乾燥		
主要施設	製品保管庫 1 棟 1,030 ㎡、作業用建物 1 棟 912 ㎡、グレーチング工場 1 棟 891 ㎡、乾燥機 13 基、挽きなおしライン 1 式		
計画取扱量	乾燥 14 千㎡、グレーチング 7 千㎡		

< 事業概要と課題 >

松阪木材コンビナート内及び松阪地域の木材製品の販売拡大を図るためには、品質管理の行き届いた製品を販売することが最も重要であり、そのためには当地域全体の木材乾燥技術の向上、寸法の精度の向上が不可欠である。またこれを証明するため乾燥、寸法、強度の検査を行なうとともにこれを表示することにより、信用力、信頼性、競争力を向上させ木材需要の拡大を図っていくことを目的としている。

ウッドピア流通検査協同組合の主な業務は、乾燥、品質管理で、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が改正され、住宅用木材の含水率は 15% 以下と示されたことから、それ以降、乾燥機

はフル稼働の状況で、業績も当初計画通り順調に推移しており、当初の品質管理重視の計画は妥当であったといえる。

グリーンウッドタクミ協同組合

理事長	浦田 和幸	出資金	80,000 千円
組合設立	平成 11 年 7 月 19 日	従業員数	27 人
組合員数	12 人	総事業費	950,000 千円
主要業務	製材品の生産		
主要施設	工場 4 棟 4,568 m ² 、帯鋸盤 8 台、丸鋸盤 6 台、選別装置 4 台、乾燥機 8 台		
計画生産量	原木消費量 3 万 m ³		

< 事業概要と課題 >

グリーンウッドタクミ協同組合は、松阪木材コンビナートの製材部門を担っており、コンビナートの中核をなす事業体で、3年目を迎え、今年度の原木消費量約 2 万 m³で、目標の 3 万 m³は平成 17 年度に達成を目指している。全国的に製材工場は大型化の傾向にあり、小規模の製材業は経営が成り立たない状況にある。

売上高も每期順調に伸びてきており、前年度から経常利益 5%を達成し、今期も住宅ローン減税等の影響もあり業績は順調である。ただ在庫管理状況につき改善すべき点がある。製材工場を大型化することによって在庫（原材料、製品）を持ちすぎる傾向にあり、特に木材業界に於いては昔から支払いは盆暮勘定でという風習があり、古い体質が残っている。先進企業では在庫管理を徹底し営業キャッシュフローを生み出しており、経営方針も「売掛金と在庫は魚と同じで時間がたてば腐る」という社長方針のもとに、堅実経営をしているところがあるが、同組合もこのような改善が必要となっている。

Jスマイル内装材協同組合

理事長	山本 勝	出資金	80,900 千円
組合設立	平成 12 年 5 月 22 日	従業員	14 人
組合員数	11 人	総事業費	554,825 千円
主要業務	内装材の生産		
主要施設	工場 3 棟 3,548 m ² 、モルダー、かんな盤 2 台、ほぞ取り機 3 台、サンダー 5 台、ブラシングマシン 1 台		
計画生産量	69 千坪		

< 事業概要と課題 >

松阪地域の製材は柱材を中心に生産されており、杉、桧等の 2 次加工、3 次加工は皆無といっ

てよいほど取り組んでいなかった。今回、松阪木材コンビナートに於いて他の事業所と連携して、地域の森林資源である杉、桧材を有効活用して、住宅、店舗、公共事業、事務所、増改築等に使える内装材を開発することを目的としている。

販売は、松阪木材コンビナートの販売窓口である、株式会社ウッドピア 21 を通じて販売を伸ばしており、3年目で利益計上できる状況になってきている。

内装材業界は、平成 15 年 7 月建築基準法の改正により、内装建材のホルムアルデヒドの規制が実施され、無垢の内装材はフォローの風が吹いたといえる。

J スマイルの主力商品は、桧特一フローアと杉圧密加工フローアの 2 本柱で、特に杉圧密フローアは新開発商品で品質の優れたところが消費者に認識されれば、今後収益が期待できる商品である。

内装業界は需要が拡大している一方で、一般製材所がモルダールにより加工した内装材の生産を始めており、また中国から安い内装材が輸入されているため、低価格競争に拍車がかかっている。加えて、原板の確保もだんだん難しくなっており、今後、いかに安く品質の良い原板を確保できるかが今後の取り組み課題といえる。

三重県木造住宅協同組合

理事長	森下 隆生	出資金	97,760 千円
組合設立	昭和 59 年 11 月 1 日	従業員数	19 人(工場 12 人、CAD4 人、事務員 3 人)
組合員数	86 人	主要業務	プレカット加工
総事業費	889,253 千円		
主要施設	工場 2 棟 2,770 m ² 、製品保管庫 1 棟 640 m ² 、プレカット全自動機械一式、羽柄プレカッター一式、特殊加工機自動ライン一式		
計画取扱量	24 千坪 年間 600 棟 平成 18 年目標		

< 事業概要と課題 >

平成 9 年度に木材供給圏確立型林業構造改善事業の認定を受け、プレカット全自動機械を導入して住宅構造材の受注を行い、地域材の需要拡大並びに地域の活性化に努めていたが、松阪木材コンビナートの稼動に伴い加工工場を移転し、新たに全自動機械の増設を行い、羽柄材加工、金具工法に対応する設備を導入した。加工目標として、平成 9 年度実績の約 3 倍の 24 千坪を目標にしている。

同協同組合の組合員数は 86 人と多く、現在のプレカット操業は全て委託加工によるもので、材料持ちのプレカットは無い。向後、株式会社ウッドピア 21 との材料委託を中心とした営業展開により、売上高の 50% を目標に拡大する方針で進めており、徐々に軌道に乗りつつある。

16 年度は住宅ローン減税の影響もあり、プレカット工場はフル操業の状況で順調に業績を伸ば

している。

ウッドピア松阪グルーラム協同組合

理事長	珍田 周吾	出資金	49,400 千円
組合設立	平成 13 年 9 月 13 日	従業員数	15 人
従業員数	9 人	総事業費	655,916 千円
主要業務	中小断面集成材及び集成造作材の生産		
主要施設	工場 1 棟 2,990 m ² 、製品保管庫 1 棟 579 m ² 、ジョインター一式、接着機械一式、プレス 3 台		
計画生産量	1 万 m ³		

< 事業概要と課題 >

ウッドピア松阪グルーラム協同組合は先行協同組合より遅れて検討を開始したが、住宅品質確保促進法の施行に伴い集成材需要が急増してきており、特に中断面の設備投資が活発になってきている。このような状況に対応し住宅向け中断面を主力として、小断面及び集成内装材に特化した集成材の生産・販売を指向し、当初計画より遅れて平成 14 年 9 月に生産を開始した。

生産開始後解決しなければならない課題は多くあるが、現在、住友林業株式会社の受注を主体に操業を行っている。

集成材業界の大手では年間ラミナ消費量 4 万 m³の生産能力の企業も出てきており、また中国からの輸入も増加していることから、今後、集成材業界は厳しい競争の局面に立たされることは必至の状況である。

株式会社ウッドピア 21

代表取締役	山下 茂治	出資金	10,000 千円
会社設立	平成 12 年 2 月 9 日	従業員数	12 人
株主数	28 人	主要業務	ウッドピアブランド製品の仕入れ、販売

< 事業概要と課題 >

業務内容は松阪木材コンビナート組織内の各協同組合で製造された、柱、平角、床材、壁材、その他商品を、ウッドピア流通検査協同組合の規格基準に沿って検査を行い、合格製品すべての販売窓口になっている。また、地区内外の協力提携会社の製品についても、ウッドピア流通検査協同組合にて検査を行いウッドピア製品として販売を行っている。

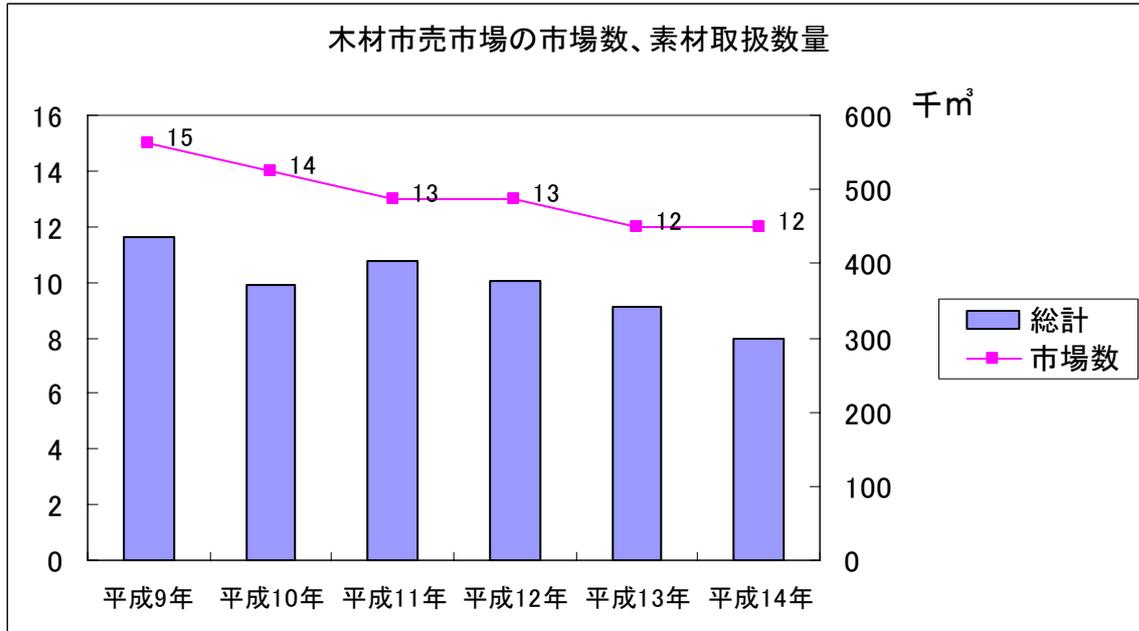
三重県木造住宅協同組合ともプレカット事業の提携を行い必要資材の仕入れ販売を行っている。

業績については、売上高で当初目標の 10 億円を今期ほぼ達成しているが、利益率のアップが今後の課題といえる。

第4章 木材流通の現状

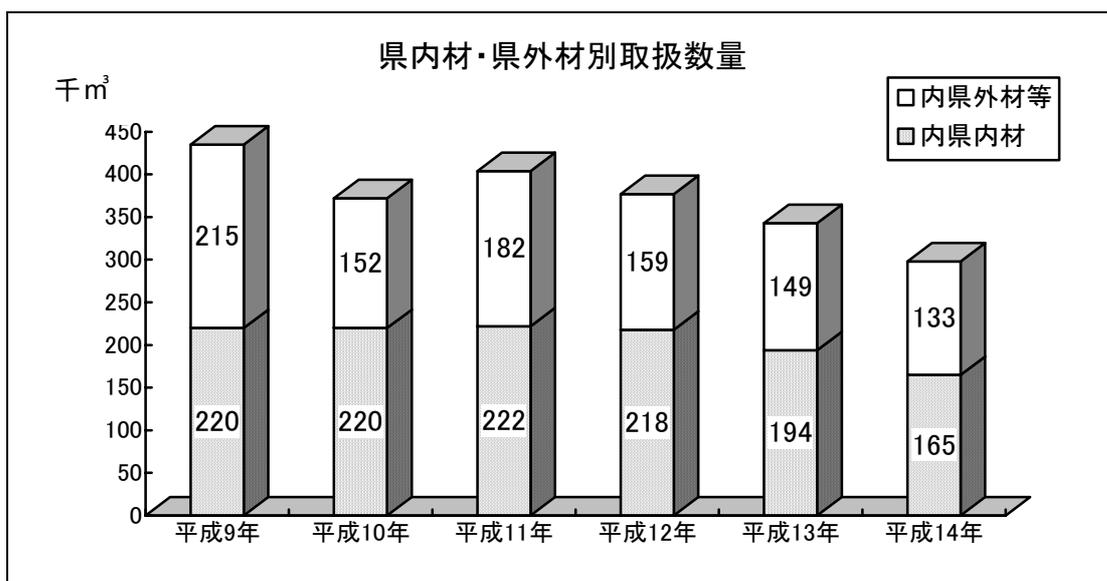
1. 県内の原木市場、製品市場の取り扱い状況

原木市場数は平成9年に15あったものが平成14年には12と、3ヶ所の減となっている。また、取り扱い数量は市場数よりは減少割合が小さいものの、435千 m^3 であったものが298千 m^3 となり、31.5%の大幅な減となっている。



(資料：三重県「林産物供給チーム資料」)

県内材、県外材別にみると、「県内材」は平成9年に220千 m^3 あったものが平成14年には165千 m^3 となり、25.0%の減、「県外材」は同じく215千 m^3 が133千 m^3 となり38.1%の減となっており、県内材、県外材とも取扱数量は減少傾向にある。



(資料：三重県「林産物供給チーム資料」)

2. 木材流通の新業態の動き

(1) 木材流通の核となってきたプレカット工場

プレカットとは、木造軸組工法（在来工法）で従来大工が手作業で、木材の継手、仕口を加工していたものを、工場において事前に機械を用いて加工し施工現場での省力化を図るものであり、正式には「機械プレカット工法」と呼ばれる技術である。

歴史的には、昭和 50 年に軸組加工機械が誕生、その後、大工の減少に加えてバブル時代の木造住宅の増加も重なり、昭和 60 年代から全国で工場数が急増しており、現在 900 社近いプレカット工場が存在するといわれている。

プレカットの技術的特色は、プレカットの継手、仕口の加工形態は基本的に、大工が手作業で行っていた伝統的な形式を踏襲していることにある。このため加工形状は複雑であり、合理的な加工ラインを形成するためには複雑な機械を組み合わせ、それぞれの機械を統一的に制御できる高度な機械システムが必要となっている。

現在のプレカットのライン構成は、柱を加工するライン、梁等の横架材を加工するラインのセットが基本となっている。さらに筋違い、垂木、根太等の羽柄材を加工するラインの組込みが急速に標準化しつつある。

機械の制御形態から、プレカットのラインは、全自動、半自動、ミニラインの大きく 3 つに区分できる。全自動ラインの特色は、CAD, CAM を装備した高度なシステムであり、CAD と CAM を組み合わせれば、CAD 入力のみで自動的に最終加工まで行なう。半自動は、機械制御部分は自動で制御されているものの、部材の墨付け、位置あわせを手動で行なうもので、中規模な業者の量産に対応したシステムである。ミニラインは、単機能の機械を複雑に組み合わせで設置したもので、機械制御も手動で行なうもので、小規模の工務店で導入するケースが多い。

プレカット機械の加工能力は、現在、先進企業では 1 時間当たり 20 坪、3 交代制により 24 時間稼働している企業では 1 日当たり生産量は 11 棟～12 棟の加工をしており、生産性の効率化を図るため加工時間がスピードアップされてきている。

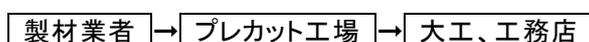
プレカットの普及率は首都圏では 100%近いといわれており、三重県内でも 60%は超えているといわれている。三重県内のプレカット工場数は、全国木造住宅機械プレカット協会の平成 13 年度調査によると 14 工場となっている。受注形態については、貸加工専門工場、材料持ちのプレカット工場に大きく分けることができる。

<プレカット工場主導による木材の物流形態の変化>

* 従来の一般的な形態



* プレカット主導の形態



プレカットは住宅の設計図をもとにして加工されることが大きな特徴で、プレカット業者と大工、工務店が直接取引し、物流コストの低減も図られている。また、住宅の品質確保の促進等により、プレカット部材についても品質安定性と強度が求められていることから、乾燥材の取り扱い、集成材等のエンジニアリングウッドの取り扱いが多くなってきている。

平成 16 年 7 月の日刊木材新聞によると、大手プレカット工場の稼働状況は非常に好調で 6 月の加工量は前年を上回ったところが多く、住宅ローン減税の余波はまだ残っているとの強気の見方であるが、その一方で中小プレカット工場は一服気配の工場が多く、6 月は -0.5% シフトダウンで、失速気味になっている。

最近の注文は、構造、羽柄材、合板のトータル注文が増え、ある意味、注文が特定工場に集中する傾向にある。言い換えると、設備の有無が物をいう時代ともなっている。その大手特定工場の仲間入りを目指し、設備投資競争は熾烈さを増してきている。

最新の高性能プレカット投資は、首都圏について中京地区が活発で、新增設が相次いでいる。大手工場は利益を再投資に回し、さらに巨大化する。プレカット工場は、全国で 1,000 ライン、うち全自動 60% ともいわれ、プレカット工場のなかでも差が出る時代になってきている。首都圏は超大手がシェア優先で動き、寡占化の傾向がはっきりしてきている。現在全国に 900 社近くのプレカット工場が存在するが、今後、整理淘汰の荒波を受けることは必至の情勢で、三重県内の企業がどう対応していくか、今後の課題といえる。

三重県内のプレカット工場は地域密着型で、地元の大工、工務店と密接な関係を持ち、健全な経営を続けているプレカット工場があるが、今後の取り組みとしては、県内は木材産地型で地域材のブランド化に取り組み、付加価値向上を狙うことが必要である。

プレカットは精度が要求され、トラブルが多いことも特徴であり、技術力の向上と、検品体制の確立、作業の標準化により、より信頼性のあるプレカット工場にすることがなによりも必要である。最近、東海地震対策により、いろいろ施策が立てられているが、住宅の耐震性工法を充実させ、地域に安心と安全な住宅の提案をしていくことも差別化を図るうえで、必要なことであると考えられる。

3. 直需木材市場の出現

(1) 直需木材市場

大工、工務店を対象とした会員制木材市場で、一般の製品市場は、木材小売店→大工・工務店に販売しているが、木材小売店を中抜きし、直接、地場の大工、工務店に販売するものである。また大手ハウスメーカーとの取引は現状は無い。

現在、全国で直需木材市場を運営している市場は、九州に 1 社とハイビック株式会社（ジャスダック市場に上場、財務的な数字記載については有価証券報告書、ホームページで公表されてい

る数字を使用)の2社で業績は非常な勢いで伸びてきており、近く静岡県にも直需木材市場とプレカット工場を建設する計画があり、東海地区にも影響を受けることは確実である。

ここで、ハイビック株式会社について紹介することにする。

(2)ハイビック株式会社

ハイビック株式会社の業績の推移 (連結決算、単位 百万円)

年度	売上高	経常利益	当期純利益
平成 14 年 3 月期	12,307	865	446
平成 15 年 3 月期	15,256	956	512
平成 16 年 3 月期	17,200	1,170	620

業績は順調に伸びてきており、高収益企業になっている。高収益企業になっている要因は次のことが考えられる。

同社の事業戦略は、直需木材市場を北関東、首都圏に6市場、プレカット工場2工場、その他子会社(販売会社、ハウジング、リフォーム)を持っている。直需木材市場の立地はインターチェンジの近くで、商圈を半径50km、プレカット工場は半径150kmを商圈戦略にしている。

会員である大工、工務店が直需木材市場で買った木材はプレカット工場に持ち込み、すぐプレカットしてくれ、作業現場まで配送してくれるシステムになっている。プレカットの精度が高く、耐久性、耐震性にも優れており、製材品の価格は木材流通価格より20%~30%安く供給できるシステムになっている。施工期間を短縮するため1時間あたり20坪の加工能力があり、品質面、価格、施工期間短縮の面で優位性があり、これが同社の強さになっている。さらに在庫管理を徹底し、営業キャッシュフロー重視の経営を行なっている。

また、株式公開により銀行、取引先等対外的に信用力がつき、社内的にも従業員の採用、士気向上を促し、好循環し、事業拡大に弾みがついているようである。

以上の事業戦略により、住宅着工件数が減少している市場環境のなかで、木材業界での差別化を図り、売上が伸び続けているものと考えられる。

(3)ホームセンターによる業者向け木材売場の拡大

ホームセンターの木材売場は、従来は日曜大工(DIY)向けの木材を取り扱っていたが、現在は業者向けの木材が主力になってきている。ホームセンター業界の総売上高は伸び悩みの状態で、既存の市場だけを対象にしては企業としての成長率鈍化は避けられないことから、業務用の市場開拓に各社とも取り組み始めている。住まいの分野においては、業務用の木材をはじめ、建築資材、工具、金物等、本格的に取り扱い、更に住宅リフォームにも力を入れ始めている。

最近のホームセンターの店舗は大型店舗が多く、店舗面積1万㎡~1.5万㎡の店舗が次々と誕生しており、そのなかで資材館を設け、木材売場面積2千㎡~3千㎡で店舗展開している。

業者が買いやすい売り場にするため、営業時間を資材館だけ朝7時に店を開け、業者が仕事に行く前に、買い物ができるようにしたり、建築業者や工務店が掛売りで買えるプロカード（調査例では支払いサイト最長90日）を発行するなどしており、利用率も上がっているようである。

三重県内のホームセンターで総店舗面積3千㎡以上の店舗を対象に木材販売面積、木材販売高を試算（私見ですが現場を歩き、従来からの経験と勘で試算、平成16年7月時点）すると、総店舗面積3千㎡の店舗が23店舗あり総売場面積は143千㎡、そのうち木材売場面積は23千㎡になり、売上高は坪販売効率600千円（1㎡/181千円）を適用すると年間売上高は42億円となる。三重県内には大型店舗以外に小型店舗も多くあることから、それらを勘案すると、概算の売上高は45億円～50億円程度になると考えられる。

現在、三重県内のホームセンターで一番の大型店舗は、カインズホームセンター桑名店で、総売場面積18千㎡のうち木材売場面積は1.7千㎡（推測）で柱材、梁、垂木、集成材等すべてあり、家一軒建てられる材料が揃っている。

商品別では、コンパネ、内装材、垂木等、使用頻度の高い商品がよく売れているように見受けられ、特にコンパネは100枚単位でのまとめ売りが増え、例えば400枚以上お買い上げの方には配達無料というように、完全に業務向けの商品になっている。

木材以外に、建築金物、セメント、住宅器機、建具等、建築資材すべてを揃えており、一ヶ所でワンストップショッピングをすることができる。このような便利さも加え、安さも魅力で、このようなホームセンターの状況は、木材関係者、特に市場関係者は非常に脅威に感じているようである。

アメリカではホームセンターが木材流通の核になっており、ホームセンターの最大手、ホームデポは現在も非常な勢いで伸びている。

木材市場の最近の動きとして、木材市場の一角に1千㎡程度の店舗面積を設け、木材、建材、合板、ボード、住設等扱い、朝7時から営業を行い、対象者は中小工務店、リフォーム業者、工事店、一般ユーザー（施主）を見込み、一本の単価表示と小口販売の営業を展開するところもでてきている。

今後の木材市場の方向性として、地場の大工、工務店との関係を密接にし、建築資材すべてが揃う基地として改革を進める必要があると考えられる。

第5章 国・県等の林業・木材産業向け施策

以上、林業、製材業、木材流通の現状と課題をみてきたが、ここで、国、県等の林業、木材関連産業への支援につき、制度、取組状況等を紹介する。

1. 国の林業向けの主な事業

分野	事業名	事業内容	採択基準等	補助率等（%以内）
造林	水土保全林整備事業のうち流域公益保全林整備事業	流域における水源涵養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う。 ・人工造林 ・保育 (下刈り、雪起し、倒木起し、除・間伐、枝打ち) ・造林附帯施設や林道・作業路開設など	・11～30年生(～年齢級) ・31～35年生(年齢級) 県地域森林計画で公益的機能を高度に発揮すべきと定められている森林 ・26～45年生(～年齢級) 緊急間伐団地内における間伐で不用木搬出するもの	主体：市町村森林組合等 緊急間伐団地内施業実施 協定造林 72% 保安林等造林 68% 森林施業計画造林 68% 市町村協定締結造林 48% 普通造林 36%
	資源循環林整備事業のうち流域資源循環林整備事業	流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業及びこれに必要な路網の整備を行う。 ・人工造林、保育、附帯施設、林道等開設等	同上	同上
	機能回復整備事業のうち被害地等森林整備事業	森林災害の復旧等諸々の条件に応じた森林資源の造成又は整備を行う。 ・人工造林・保育・附帯施設、林道等開設等	・11～30年生(～年齢級)人工林	指定被害地造林 56% 保安林等造林 56% 松くい虫被害地 56% 森林整備協定造林 56% 被害地造林 48% 普通造林 28%
	各事業のうち長期育成循環整備	長期育成循環団地において適正な密度管理を目的として長期育成循環施業を行う。	・46～90年生(X～X年齢級)の人工林	一般誘導伐 60% 広葉樹植栽誘導伐 68%
森林と人との共生に係る造林	共生林整備事業のうち森林空間整備事業、絆の森整備事業	不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備や、身近な森林に対する市民の関心の高まりや森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。 ・森林環境教育や森林健康促進、里山林機能強化のためのフィールドとしての森林整備 ・市民参加野生動物との共生のための森林整備 ・上記促進のための附帯施設等	主体：県、市町村、森林組合など 56%	

分野	事業名	事業内容	採択基準等	補助率等（%以内）
農山漁村振興	新山村振興等農林漁業特別対策事業	山村等中山間地域の振興を一層促進するため 地域の特性を生かした農林漁業をはじめとする多様な産業の振興や山村地域と都市との間の交流、豊かな自然環境の保全、地域の担い手の確保などに必要な事業を総合的に実施する。 ・農林漁業振興事業 ・産業誘致促進事業 ・山村・都市交流促進事業 ・自然景観保全事業 ・定住促進生活環境整備事業 ・高齢者・女性等生きがい発揮事業	事業主体：県、市町村、農協、漁協、森林組合、第3セクター、農林漁業者の組織する団体等	60%
林業振興	林業構造改善事業	林業経営の集約化、人工乾燥施設等の整備、担い手の育成確保、木材の安定供給体制の整備、林業者の定住条件の整備等、地域における持続的な林業経営の確立に向けた取組を推進する。	事業主体：県、市町村、森林組合、第3セクター、林業者の組織する団体等	1/2
森林保全	森林整備地域活動支援事業(森林整備地域活動支援交付金)	森林の有する多面的な機能の発揮を図るため、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動が確保されるよう保育等の森林施業が必要な森林に対して支援を行う。	交付先：森林施業計画の認定を受けた森林所有者等 支払い対象行為：市町村との協定に基づき行われる森林施業の実施に必要な森林現況調査などの地域活動	交付金：10,000円/ha
木材産業振興	木材産業構造改革事業	外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため品質・性能の明確な地域材の供給体制の整備、合併などの木材産業の構造改革を踏まえた木材加工流通施設等を整備する。	事業主体：県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、第3セクター、木材関連業者の組織する団体等	4/10～5/10

2. 木材業界向けの農林公庫の融資制度

木材の加工・流通施設の整備には、低利、長期返済等の条件の良い農林漁業金融公庫の制度が利用できる。

資金の種類	対 象	利率 (%)	返済期間	貸付限度額	主要な要件等	
農林漁業施設資金	共同利用施設資金	森林組合、中 企組合等	・一般：1.85 ・21世紀：1.5	20年以内 (3年以内)	負担額の80%	・中企組合は、組合員の 50%以上が林業を営む 者であり、組合員の生産 する林産物を流通・加工 する者に限る
	主務大臣 指定施設 資金	林業を併せ 営む個人・会 社	・一般：1.5 ・21世紀、林業 経営改善計画： 1.5 ・複合経営施 設：1.65	15年以内 (3年以内)	・補助：21世紀、林業 経営改善計画負担額の 80% ・非補助：負担額の 80%又は加工施設3億 円、流通施設1億5千 万円のいずれか低い額	・次のいずれかを満たす 個人・会社に限る 林業主業者 自己所有森林を含む 森林団地からの林産物 を主原料として事業を 行う者 山村・過疎地域にお いて林業振興対策の一 環として事業を行う者
林業構造改善 事業推進資金	・林業を併せ 営む個人・会 社 ・森林組合、 中企組合、林 業者の組織 する法人・団 体等	・補助 一般：1.65 共利：2.65 ・非補助：1.5	20年以内 (3年以内)	・補助：負担額の80% ・非補助：負担額の 80%又は加工施設3億 円、流通施設1億5千 万円のいずれか低い額	・市町村等の認定を受け た「林業構造改善事業計 画」に基づく事業に限る 中企組合は組合員の 50%以上が林業を営む 者であり、非補助の場合 は組合員の生産する林 産部物を主に流通・加工 するものに限る	
振興山村・過 疎地域経営改 善資金	・林業を併せ 営む個人・会 社 ・森林組合、 林業者の組 織する法 人・団体等	・補助 一般：1.65 共利：2.65 ・非補助：1.5	25年以内 (8年以内)	・補助：負担額の80% ・非補助：負担額の 80%又は個人2,600万 円、法人団体5,200万 円のいずれか低い額	・知事の認定を受けた 「農林漁業構造改善事 業計画」に基づく事業に 限る ・法人限度額の特認 補助事業関連1億円 雇用創出効果3名以 上3億円 雇用創出効果5名以 上5億円	
新規用途事業 等資金	スギ、ヒノ キ、マツの間 伐材を原材 料とする加 工製造業者	*1.85	15年以内 (3年以内)	負担額の80%	・新規の用途の開発・採 用により消費が拡大す るとして農林水産省担 当局長の認定を受けた 事業に限る ・特許権の取得、試験研 究費の支出等も融資の 対象となる	

中山間地域活性化資金	・中山間地域で生産された木材を原材料とする加工製造業者 ・中山間地域で生産された木材又はその加工品の流通業者	・中小企業者等 2.7 億円まで： * 1.35 2.7 億円超： * 1.6 ・大企業：* 1.85	15 年以内 (3 年以内)	負担額の 80%	・中山間地域の林業の振興に資するものであるか否か、以下の点をポイントに知事の意見を聞くこととなっている 中山間地域の生産者等との安定的取引契約等締結していること 新商品の開発、新技術の導入、展示場の設置、事業の共同化等により、これらの林産物取扱量が 5 年間で 20% 以上増加すること ・特許権の取得、試験研究費の支出等も融資の対象となる
------------	---	---	-------------------	----------	---

- (注) 1. 融資の対象となるのは、加工・流通に必要な施設(土地、建物、車両等の設備全般)の造成・取得・改良
2. 「対象」欄の「林業を併せ営む」とは、育林業、素材生産業、薪炭生産事業、樹苗養成事業、特用林産物生産事業を併せ営むことをいう
3. 「利率」及び「貸付限度額」欄の、「補助」とは国の補助金等が支出されて行われる事業を、「21 世紀」とは流域木材産業整備強化資金制度による事業を、「林業経営改善計画」とは、林業経営改善計画の認定を受けた者が行う事業を、「負担額」とは事業費から国の補助金等を差し引いた額を、それぞれいう
- なお、「21 世紀」に該当する者は、農林漁業信用基金による立木・素材の購入代金、木材の加工を行うのに必要な運転資金等の貸付が受けられる
4. 「返済期間」欄の()は、返済期間の内数としての据置期間を表す
5. * 印の利率は返済期間により適用が異なるため、例として「返済期間 15 年」の場合の利率を掲載

3. 国産材利用促進のための県等の取り組み

(1) 県政報告書「県民しあわせプラン」の実現に向けて（平成 16 年 7 月）より、林業・木材関係
を抜粋

これまでの取り組み

森林の持つ多面的機能（農林水産業が営まれることによって発揮される国土の安全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能、食料の安定供給機能等）の増進や林業振興のため、県産材の利用促進に取り組むとともに、木材の加工流通施設の整備を推進しました。

県産材を使用した木造住宅建設を通じて、県産材利用の普及啓発に努めました。

森林については森林保全公共事業（造林、林道、治山）や三重県型デカップリング市町村総合支援事業と森林環境創造事業等による森林整備の実施等によるものです。

2004 年度の取り組み方向

林業については、木材の安定的な生産、流通コストの低減に向けた県産材流通の核となる松阪木材コンビナートの機能強化を進めます。

農林水産物「三重の顔」については、全国に通じる高い商品力を持ったブランド化に成功した事業者等を「三重ブランド」として認定、情報発信するとともに、新たなブランド創出や、商品力の強化等構築に意欲的に取り組もうとする生産者や団体が自ら策定した構造改革プログラムの実践等を支援します。

森林の適切な管理、整備を行い、洪水緩和機能や土砂流出防止機能を高めることにより住民の安全確保に努めます。

林業分野の一元化の強みを発揮し、森林から消費者を有機的につなぎ、「県産材を使うことで、森林を守る」という観点から、消費者ニーズに応じた循環型資源である木材の安定的な供給体制の構築を促進するとともに、造林・林道・治山事業や森林環境創造事業等を効率的、効果的に実施して、森林を良好に維持していきます。

三重県型デカップリング市町村総合支援事業により、地域住民が主体的に行う活動をより取り組みやすいよう幅広く支援することにより、農林地等の公益的機能を増進させます。

三重県の特性に合った住宅として、県産材を使用した長寿命な住宅の普及を図ることにより、環境に優しい三重の住まいづくりを一層推進します。

(2) 三重県単独事業としての林業関係の補助制度

分野	事業名	事業内容	採択基準等	補助率等（%以内）
造林	県単造林事業	国事業を補完するため 県単独事業として 造林を行う。 ・人工造林、保育、作業路修復等	・11～45年生（～年齢）の人工林	緊急間伐団地内造林 56% 保安林等造林 40% 施業計画造林 40% 市町村協定締結造林 40% 普通造林 28%
森林認証	F S C 森林認証取得支援事業	・F S C による森林認証取得に要する審査料等及び認証機関への支払い等に要する経費を補助する。	事業主体：森林所有者個人やそれら団体	1/2

(3)顔の見える三重の家づくり ～地元の木材を使った家づくり～

(三重県のホームページより抜粋)

住宅への県産材の需要を促進するため、地域の特色を生かしつつ、森林所有者から住宅生産者までの関係者が組織する団体と協働して、消費者の納得する家づくりを行う「顔の見える木材での家づくり」を推進しています。

このため、消費者をより一層重視する家づくりとその質を高める取組を実施しています。

(1)森林所有者から住宅生産者の関係者の連携

三重県森林組合連合会、三重県木材協同組合連合会、三重県建設労働組合、三重県設計事務所協会、三重県木材青壮年団体連合会が連携し、「顔の見える三重の家づくり協議会」を設立しています。

(2)コーディネーターによる消費者相談・技術指導

上記の協議会では、木材や木造住宅に関する多種多様な相談に対応できるように、森林所有者、素材生産業者、製材業者、大工・工務店、建築士等をコーディネーターとして登録しています。

(3)見学会・研修会開催

県産材を使った家づくりをわかりやすく消費者に伝えるために、森林から住宅建築(山での伐出、原木市場、製材所での製品加工、木造住宅)までの現地見学会を開催しています。また、家づくりに関するセミナーや意見交換会を実施し、森林所有者、製材業者や建築士等と消費者との交流を図ります。

(4)県産材の普及啓発

地元の木材を使う意壌を知らしめるとともに、木材の持つ特性や県産材を使用した木材製品を普及啓発する。

(5)県産材モニターの募集とその情報提供

県産材を使用した住宅を建築したい施主に対して、県産材の資材(すぎ柱やひのき柱)を提供して、県産材モニターを募集しています。

県産材住宅を建てるきっかけや実際に住んでみての感想等を収集し、他の消費者へ情報を発信いたします。

(4) 県産材モニター制度

(三重県のホームページより抜粋)

県産材モニター制度

この度、三重県木材協同組合連合会では、木造住宅を建設しようと考えている方を対象としまして県産材モニターを募集することとなりました。

県産材モニターには、三重県木材協同組合連合会が三重県産の乾燥柱材を提供し、その県産材を使った木造住宅に関する情報を提供していただくこととしています。

この県産材モニターから得られた情報を幅広く、他の消費者の方々へ周知することにより、県産材の需要拡大を図ることを目的としています。

募集概要

1 提供材の種類

(1) 三重県の乾燥柱材(構造材、含水率20%以下)の4種類のうち、1種類。

・スギ 10.5cm(3.5寸)角、長さ3mの柱、80本以内。

・スギ 12.0cm(4寸)角、長さ3mの柱、80本以内。

・ヒノキ 10.5cm(3.5寸)角、長さ3mの柱、60本以内。

・ヒノキ 12.0cm(4寸)角、長さ3mの柱、50本以内。

(注)但し、上記本数以内で実際に使用する数量で提供します。

(2) 提供数量は、三重県内30戸分を提供します。

2 申込条件

(1) 県内に住宅を新築し、居住すること。(別荘・店舗・貸家等は対象外)

(2) 新築する木造住宅は、構造材のうち、県産材を65%以上使用すること。

(3) 提供された材料は、申請された住宅で年度内(平成17年3月)に使用すること。

(4) 建築現場を構造見学会などのPRの場として提供できること。

(5) 完成後、県産材の木造住宅の情報を提供する県産材モニターとして協力すること。

(6) 県が募集している新優良木造住宅建設促進事業の融資制度を利用していないこと。

3 申込方法

(1) 申込者は、上記の条件を満たすものとし、「建主」に限る。

(2) 申込書により、郵送又は、FAXで申込。

(3) 申込期間は、平成16年7月28日(水)～9月30日(木)。

(5)新優良木造住宅建設促進融資制度

(三重県のホームページより抜粋)

新優良木造住宅建設促進融資制度

1. 融資の目的

地域の木材を多く使った木造住宅の建築や内装の整備に対して低利融資を行うことで、地域材の需要拡大を促進して林業・木材産業の振興を図り、二酸化炭素固定等の地球環境に貢献する。

2. 融資内容 住宅金融公庫との併用可。

【対象物件及び融資限度額】

- | | |
|--|-----------|
| (1) 構造材に地域材を65%以上使用した木造住宅 | : 500万円まで |
| (2) 構造材に地域材を80%以上使用した「ふるさとの家」
に該当する木造住宅 | : 750万円まで |
| (3) 地域材 JAS 製品を使用した木造住宅、住宅金融公庫の定める
地域木造住宅のいずれかに該当し、かつ、地域材を65%
以上使用した木造住宅 | : 750万円まで |
| (4) 内装材の部分に地域材を50㎡以上使用した木造住宅
(地域材による内装工事のみでも可) | |
| 50㎡以上100㎡未満 | : 50万円まで |
| 100㎡以上150㎡未満 | : 100万円まで |
| 150㎡以上 | : 150万円まで |

【融資利率】

年利2.50% (当初10年間。11年目以降は取扱金融機関の定める利率。)

3. 募集方法

【申込先】

三重県地域木造住宅推進協議会

(津市桜橋1丁目104 三重県林業会館内 三重県木材共同組合連合会)

【募集期間】

平成16年11月1日(月)~平成16年12月24日(金)

【申込資格】

県内に居住するために、木造住宅を建設(増改築を含む)、又は、新築住宅を購入しようとする人で、貸付金の償還が確実にできる見込みのある方。

4. 問合せ先

三重県環境森林部 林業経営室

三重県地域木造住宅推進協議会

(6)三重県木材PR委員会

林業、木材業界団体では、三重県木材PR委員会を設立し、三重県産の木材の消費拡大に努めている。

(三重県木材PR委員会のホームページより抜粋)

三重県木材PR委員会は、広く県民の皆様に木材の良さや素晴らしさを理解していただきながら、木材をより多く利用していただきたいとの思いで設立されました。毎年様々なメディアを通して、また住宅や設備などの展示会、木工教室や工作コンクールを開催しながら、三重県の木材を身近に感じていただき、住宅をはじめとする建築物に木材を多く使っていただけるよう、日々努めております。

木材産業界はこれまで、山林・市場・製材ともに、個々の振興・PR策を展開しておりましたが、時代の流れとともに「川上から川下まで手を取り合って前へ進む」ことが必要になりました。したがって私達PR委員会のメンバーは、業界の垣根を越えた「ひとつのまとまり」となり、事業展開を推進しています。

最近の木材産業界を取り巻く社会環境は必ずしも好調とは言えません。大型不況の波にのまれ、また安価な外材等の出現によって、あるいはコンクリートなど木材以外の建材を多く使ったプレハブ住宅等の普及により、県内のみならず国内の木材需要は減少を続けています。

しかし、人々の健康や資源の再利用、再生という考えが定着するにつれて、木材は再び脚光を浴び始めてきました。今後、より木材への注目度は高まると予想され、行政・民間を問わず木造の建築物が増えて行くと思われます。私達は、皆様が健康で快適な暮らしを実現し、豊かな心で日々を健やかに過ごしていただけるよう、お役に立ちたいと考えて、木材をPRしていきます。

会員 三重県木材組合連合会
三重県森林組合連合会
三重県木材市売連盟
三重県木材青壮年団体連合会

(7)三重県型中山間地域デカップリング事業

平成 11 年に、三重県型中山間地域デカップリング事業を創設し、森林の間伐を促進する事業、(国の造林事業の上乗せ補助事業、国の造林事業対象外の高齢級林の間伐促進事業)、森林 GIS の導入を支援する事業、農林漁業者の IJ ターン者定住住宅の整備を支援する事業、地域資源を活用した事業などに助成を行っている。

(三重県のホームページより抜粋)

三重県型デカップリング市町村総合支援事業(平成 11~16 年度)

1. 事業内容

中山間地域の農林地等の公益的機能の維持増進を目的として、市町村が地域の実情に応じて、創意工夫しながら創設した市町村事業の実施に対して、県はその経費の一部を補助します。

2. 総合支援事業実施主体

この事業の対象となる市町村は、次の地域を含む中山間地域の市町村です。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 7 2 号)第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 1 2 年法律第 1 5 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域
- (3) 三重県準過疎地域自立促進要綱(平成 1 2 年三重県告示第 5 3 0 号)第 2 条の規定に基づき指定された準過疎地域
- (4) 東紀州地域
- (5) 農林水産省農林水産統計の地域区分に用いられる旧市町村単位の農業地域類型(平成 1 3 年 1 1 月改定)のなかの中間農業地域及び山間農業地域
- (6) 森林の適正管理に資する事業については、森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 1 0 条の 5 の規定に基づく市町村森林計画を樹立している市町村の森林を有する地域

3. 補助率

下の表の農林地等適正管理活動促進支援及び地域産業創設支援により創設された事業については市町村事業費の 4 / 1 0 以内かつ市町村が支出する補助金の 4 / 5 以内を県が補助します。

(県は、市町村が創設実施する補助事業等で必要となる補助財源のうち 4 / 5 以内を負担し、残りの 1 / 5 は市町村にご負担をお願いします。)

特認支援により創設された事業については、市町村事業費の 4 / 1 0 以内を県が補助します。(市町村のご負担を義務付けていません。)

4. 事業種目

市町村が創設する事業で、県が支援の対象とする事業例及び雇用要件は以下のとおりとします。

事業種目	事業主体	市町村が創設する事業で 支援の対象となる事業内容及び採択要件
農林地等 適管理活動 促進支援	農林漁業に関係する3セクや、農 林漁業者の各種団体等	農林漁業者の団体等による多様な農林地等適正 管理活動の支援 都市と中山間地域との交流による都市住民への 公益的機能の理解促進と次代につながる管理活動 への支援 中山間地域の担い手である農林漁業者の育成確 保のための各種研修や先進事業体への派遣支援
地域産業 創設支援	経営主体が明確である個人・法人 等	雇用創出を要件として、以下の事業者の新規起業 や事業拡大に伴い、必要となる設備投資等への支援 ・ 農林地等の直接的管理の担い手となる先導 的農林漁業者 ・ 地域資源を活用した製造加工・販売業等 採択要件：以下のとおり新規に常雇用者を雇い入 れること。 県補助金の額が2千万円以下の場合、1名以上 2千万円～4千万円以下の場合、2名以上
特認支援	市民団体やNPO、企業市民など の農林漁業者以外の個人や団体 または複数市町村に跨って活動 する各種団体等	NPOや企業市民など、農林漁業者以外の各種団 体が行う多様な農林地等適正管理支援活動の支援 複数市町村が広域的に取り組みされる創造的な農 林地等適正管理活動の支援

木材関係業界に対しては、平成11年～16年の間に、地域産業創設支援として、次の事業に助成が行なわれた。

平成11年度	野地木材(株) 床材加工(モルダ等)	熊野市
	森林組合おわせ 作業場	海山町
	尾鷲ひのきプレカット協同組合 羽柄材プレカット	尾鷲市
平成12年度	三重額縁(株) 額縁加工(モルダ等)	宮川村
	堀井製材所(マルカ材木店) 桧集成加工	飯南町
平成13年度	(株)エム・エス・ピー 横架材、羽柄材加工	宮川村
平成14年度	(有)天野木毛 床材加工	宮川村
平成15年度	(株)宮川林業 プレハブ建築資材加工	大台町

(8)三重県森林 GIS

三重県では、県内 38 万 ha の森林を、適正に管理していくために、森林 GIS (地図情報システム) を導入している。

(三重県のホームページより抜粋)

GIS とは

様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステムを GIS (Geographic Information Systems) といいます。

我が国においては、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災によって、GIS が危機管理の手段や災害復興の支援として有用であるということが、国や自治体で認められ、政府において本格的な取り組みが始まりました。また、その一方でパソコン等のハードウェアの低価格化がすすみ、容易に GIS の導入が行える状況にあります。

もっとも、生活に密着したものとしては、車に登載される「カーナビゲーションシステム」がその一種といえます。

森林 GIS とは

今、森林に求められているものは、森林の適正な評価、手入れ不足による森林機能の低下抑止、森林計画に対する住民参加と合意形成です。

植栽、森林伐採、治山、林道、森林計画など森林にかかるあらゆる仕事を考えると、地図を資料として用いることが多くあり、県の森林計画図等の図面をコンピュータに記録させて、森林簿等の属性情報と関連付けすることにより、情報検索等で、効率的に業務がすすみ、手入れ不足の森林地域を検索したり、森林の計画的な配置状況を情報公開することが可能になります。

しかし、そのためには、情報の内容が古くならないよう常に最新のデータが入力され、データベースの内容が定期的に更新されていくようなシステムでなければなりません。

三重県では、この GIS (地図情報システム) コンピュータ技術を使って、県内 38 万 ha の森林を、樹種、林齢、面積等の資源情報をもとに適正に管理していきます。

(9)三重ブランド認定制度

「三重ブランド」は三重県が平成13年に創設した制度で、「自然を生かす技術」をコア・コンセプトに、コンセプト、独自性・主体性、信頼性、市場性、将来性の5つの観点から全国に通用する商品力を持つ県産品を知事が「三重ブランド」と認定している。

現在までに、真珠(三重県真珠養殖漁業協同組合他、(株)ミキモト、(株)御木本真珠島)、松阪牛((株)三重県松阪食肉公社、(有)和田金)、伊勢えび(志摩の国漁業協同組合他)、的矢かき((有)佐藤養殖場)、あわび(鳥羽磯辺漁業協同組合他)、伊勢茶((株)川原製茶)、ひじき(北村物産(株)、ヤマナカフーズ(株))が認定され、林業関係でも、平成15年にひのき(速水林業)が認定されている。

(三重ブランドのホームページより、三重ブランドの概要)

三重ブランド認定制度の目的は？

全国に通用する高い商品力があり、三重県のイメージアップにつながる県産品とその生産または製造に携わる事業者の方々を「三重ブランド」として認定・情報発信することにより、事業者のみなさんが取り組まれる「本物づくり」を応援し、マーケットニーズに対応した県を代表する商品の創出を図るとともに、三重県の知名度向上を図り、県の物産全体の評価の向上や観光誘客の促進等につなげ、地域の活性化を図ろうとするものです。

認定対象や認定申請資格は？

認定の対象は、県産品とその生産または製造を行う事業者の方々などです。

この場合の県産品とは、原則として三重県内で生産または製造を行ったもので、最終消費者が使用する消費財としています。

また、認定を申請する資格のある方は県産品の生産または製造を行う事業者等で、原則として県内に主たる事業所を有している必要があります。

なお、事業者等とは、農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む方々で組織される法人、団体としています。

どのように認定されるの？

「三重ブランド」の認定は、原則として事業者の方々からの申請を受け、「三重ブランド認定基準」に基づく「三重ブランド認定委員会」による審議を経て、三重県知事が認定します。

ただし、「第1号認定」については、全国の消費者の方々の三重県や県産品に対する認識等について調査と分析を行った「三重県産品マーケティング調査」の結果等を踏まえ、認定委員会の審議を経て、平成14年3月29日付けでこれからの認定の目標となるような県産品と事業者の方々を認定しました。

認定は毎年度2月に実施することとし、認定の有効期限は、認定日の属する年度から3年度目の3月31日まで(概ね3年間)としており、有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする場合は、改めて申請を行う必要があります。

認定基準とは？

「自然を生かす技術」(自然や伝統を守り育む意志や自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵が脈づいている)をコア・コンセプトに、

1. コンセプト 2. 独自性・主体性 3. 信頼性 4. 市場性 5. 将来性の5つの観点から「三重ブランド認定基準」を定めています。

認定されるとどうなるの？

三重ブランド認定品の知名度向上と三重県のイメージアップを図るため、三重県を代表する県産品として、県が全国への情報発信を行います。

(10)三重県認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用を促進し、リサイクル産業の育成のために、平成 13 年に三重県認定リサイクル製品制度をスタートさせた。

(三重県のパンフレットより抜粋)

三重県認定リサイクル製品とは？

資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会をつくるためには、リサイクルを進めることが重要です。

三重県では、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることを目的として、平成 13 年 3 月に「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年 10 月から施行しています。

条例では、製品が県内で発生する再生資源等を用い、県内で生産・加工されていること、その工場が環境の保全に関する措置が講じられていることなどを、リサイクル製品の認定基準としています。

平成 16 年 3 月末日現在で、木くず使用のプリンター・小物雑貨、かき殻肥料、ペットボトル使用の多目的ネット、再生プラスチック使用の車止めなど、74 製品をリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めていくとともに、認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めていきます。

県内産がポイント

県内で今までなら廃棄されていたようなものを原材料や部品として再利用し、県内の工場などで生産された製品を「リサイクル製品」として認定します。

優先的に使用

県では、認定したリサイクル製品について、性能・品質・価格等を考慮しながら優先的に使用・購入するように努めるとともに、使用・購入状況を公表していきます。

なにを目安に選べばいいの？

認定したリサイクル製品には認定マークがついています。

製品を使用・購入される際には、認定マークを目印に、できる限り認定リサイクル製品をお選びいただきますようお願いします。

認定基準

県内の工場又は事業場で生産される製品であること。

全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等される製品であること。

リサイクル製品の生産等に係る工場は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法等の環境の保全や工場等の操業等に関する法令に違反せず、環境に対して配慮した措置をとっていること。

工場標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準に適合していること。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 10 条第 1 項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品の種類ごとの基準に適合していること。

当該規格及び基準がない場合にあつては、認定委員の意見を聴いて、知事が適当と認めるもの。

木材関係では、間伐材を使用した合板、工事用看板、工事用バリケード、ブロックなどが、リサイクル製品として認定されている。



ジェイスマイル内装材協同組合

松阪市木の郷町13番地
TEL：0598-20-2345
FAX：0598-20-1620

間伐合板（Jスマパネル）

認定番号	環境-4
製品名	間伐合板（Jスマパネル）
品目名	合板
使用する再生資源等	間伐材
主な用途	土木用型枠合板、建築用下地合板、 圧密内装パネル



大紀森林組合

紀勢町崎字寺道239番地の2
TEL：0598-74-0224
FAX：0598-74-0379

ちいきくん

認定番号	環境-3
製品名	ちいきくん
品目名	木製バリケード
使用する再生資源等	間伐材
主な用途	工事現場等



松阪飯南森林組合

飯南町大字粥見5725番地の3
TEL：0598-58-0265
FAX：0598-58-0204

ウッドブロック

認定番号	環境-9
製品名	ウッドブロック
品目名	間伐材の木製ブロック
使用する再生資源等	間伐材
主な用途	林道、造成林、治山、公園等の土留め工



森林組合おわせ

海山町大字便ノ山200番地
TEL：0597-35-0877
FAX：0597-35-0890

間伐材工事看板（おわせ）

認定番号	環境-6
製品名	間伐材工事看板（おわせ）
品目名	工事用看板
使用する再生資源等	間伐材
主な用途	工事現場等

(11)産地認証制度の導入

三重県は、三重県産の木材の利用促進と林業者の経営支援、森林の適正な整備を目指し、三重県独自の産地認証制度と木造住宅を新しく新築する人への補助金制度を平成 17 年度から導入する。(日本経済新聞の記事参照)

平成 17 年 1 月 26 日 日本経済新聞

三重県、県産材の利用促進 産地認証制度を導入

使用住宅に補助金も 森林整備へ林業支援

三重県は県内産の木材の利用拡大に乗り出す。来年度から林業関連業者と共同で県産材の産地を証明する独自の認証制度を導入。県産材を一定量以上使って木造住宅を新築すれば補助金を交付する制度も新設する。県南部の主要産業である林業は低価格の外国産材の普及で苦境にある。県産材の需要を喚起して林業者の経営を支援し、荒廃が目立つ森林の整備につなげる。

森林から切り出された原木は県内の原木市場を経て製材所や工務店に流通する。認証制度は三段階。まず原木市場が搬入された原木の産地を確認し証明伝票を発行。次に原木を購入した製材所が加工して出荷する際に証明伝票を追加する。最後に工務店が自社の証明伝票を加え、住宅を新築する顧客に提供する。

県は認証制度に参加する製材所と工務店を募集し登録。県のホームページを通じて業者名、取り扱う県産材の部材名や産地などを公表する。また県内の林業関連業者や製材所、工務店、消費者ら 14 人で構成する協議会を 31 日に立ち上げ、認証制度の適正な運用をチェックしていく。

新設する補助金は木造住宅を新築する人が、柱や梁(はり)など構造材の半分以上に県の認証した県産材を使用した場合に支給する。交付額は 36 万円程度。

三重県のスギやヒノキなどの原木生産量は 31 万立方メートル(2003 年)と、ピークだった 1973 年の 3 分の 1 に落ち込んでいる。間伐など森林を手入れする余裕のない林業者が増加。森林が荒廃し、大雨で土砂災害が起きるなど防災面で悪影響が出ている。

県は 17 日付で新設した県産材利用推進本部(本部長・野呂昭彦知事)を中心に、新制度導入とともに県産材利用の必要性を PR し、森林整備を強化する考えだ。

中部では、愛知県や岐阜県も林業の振興に取り組んでいる。愛知県は県産材を柱に使う住宅を建てた場合、木材購入費の 4 割程度を補助。学校など公共施設に県産材を積極的に活用している。

岐阜県は県産材を 6 割以上使った住宅を建設する工務店に補助金を支給。昨年 3 月に「岐阜県森林づくり 30 年構想」を策定し、木材のトレーサビリティ制導入を検討している。

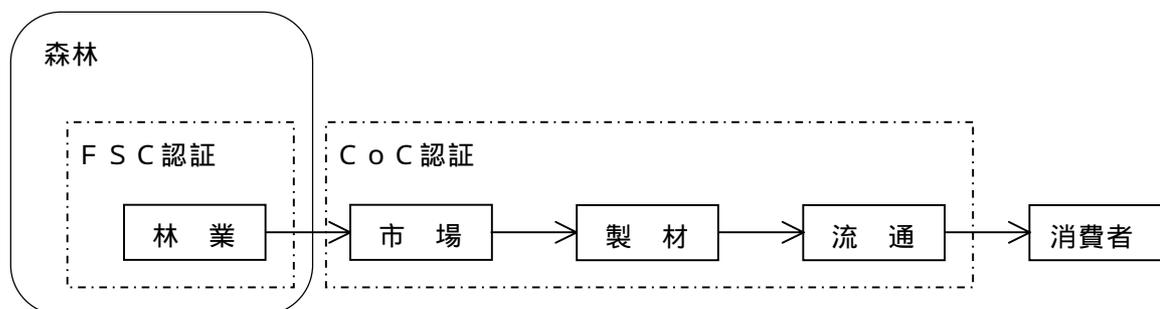
第6章 新たな取組事例

林業、製材、木材流通の現状は厳しいものであるが、そのような中でも新たな取り組みが見られることから、その紹介を行う。

1. 森林適正管理

持続可能な森林資源の利用をめざし、適切な森林管理がされている森林に対して認証されるFSCの森林認証制度が徐々に認知されるようになってきており、木材・製品の評価にも影響している。

三重県内では速水林業がいち早く認証を受け、続いて宮川森林組合、吉田本家が認証を受けている。しかし、製材、木工加工、流通の消費者に渡るまでのすべての企業が認証(CoC)を受けていないと、FSCのロゴマークの入った木材・製品は消費者に届かない。



2. ヒノキの間伐材、おがくずの活用

三重県内でも、尾鷲市でヒノキのおがくず、間伐材を利用し、芳香剤などに使用するヒノキ精油(ヒノキチオール)を抽出し、残りの木質残渣で、きのこ(エリンギ)を栽培する事業が平成15年にスタートしている。

3. 間伐材によるバイオマス発電

島根県平田市では、地元の風力と森林から出る間伐材を使った電力を水素に転換して貯蔵。水素を利用した地域産業の創出を目指している。(日本経済新聞の記事参照)

三重県内でも実現に向け検討を進めている町村がある。

4. 木質ペレット燃料

温暖化対策のモデル事業地域の長野県飯田市では今秋、ペレット工場を新たに整備する計画で、ペレットの安定消費先として家庭に注目、ペレットストーブの普及を目指している。(日本経済新聞の記事参照)

平成 16 年 7 月 26 日 日本経済新聞

自治体、温暖化対策競う バイオマスをてこに

各地の自治体が地球温暖化対策に相次いで乗り出している。発電時に二酸化炭素を排出しない太陽光や風力のほか、間伐材などを利用したバイオマス（量的生物資源）への注目度が、環境への負荷の少なさから高まっている。燃料電池の原料となる水素への転換で新産業創出を狙ったり、地域限定で規制緩和を認める構造改革特区を活用したりするなど、各自治体とも地域活性化に弾みをつけようと懸命だ。

間伐材 電力 水素 島根・平田、新産業創出へ

日本海と宍道湖に挟まれた島根県平田市。人口 3 万人の小さな市でバイオマス（量的生物資源）や風力などの新エネルギーを活用した地域づくりが始まっている。

平田市は来年 3 月に合併予定の出雲市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町と共同で 6 月、地盤改良などの工事大手のライト工業や三井物産戦略研究所などと「出雲国水素社会プロジェクト研究会」（会長・横山伸也東大大学院教授）を立ち上げた。地元の風力と森林から出る間伐材を使った電力を水素に転換して貯蔵。水素を利用した地域産業の創出を目指す。

同市では 6 月、関西電力系の電気設備工事会社、きんでんが 2006 年度以降に最大で 40 基の風力発電装置（1 基出力 1,000～1,500 ㏄）を建設する計画を表明。発電量にムラのある風力発電の電気をそのまま利用するのではなく、水を電気分解し、水素を生産する方針だ。

バイオマス発電にも取り組む。地元の森林は安価な輸入木材に押され、林業従事者の高齢化もあって管理が行き届いていない状況という。貴重な収入源だった松も害虫の被害で利用価値が少なく、バイオマス発電向けの資源としてうってつけだった。また、地元の民家では住宅の北側と西側に築地（ついじ）と呼ばれる防風林が多く、各家庭から落ち葉などを回収するだけでもかなりの量になる。

市は補助金を使い年内にも空き工業団地にバイオマス発電装置を建設し、水素を生産する。将来は水素を使った燃料電池によるバスや観光船の運行などを目指す。

木質ペレットに脚光 地域活性化の契機に

政府は 2002 年に批准した京都議定書で「温暖化ガス排出量を 2008 年以降 2012 年までの間に 1990 年比 6%削減する」と約束したが 2002 年度の排出量は 1990 年度比で 7.6%上回った。このため、国は自治体の温暖化対策を後押ししている。

環境省は地域の特性を生かした温暖化対策のモデル事業地域として福井県鯖江市など 11 市町を選定した。太陽光の活用が家庭に広まってきたこともあり、目立つのは木材をチップ状にして燃料にする木質ペレットを利用した対策だ。

長野県飯田市では今秋、ペレット工場を新たに整備する計画で、ペレットの安定消費先として家庭に注目、ペレットストーブの普及を目指す。同省は「日本には森林を抱える自治体が多く、間伐材や木くずを資源化するバイオマスが森林保護にも一役買うとの期待が高まっている」とみる。

ほかにも多彩な取り組みが選ばれた。つくば市では市立小中学校に小型風力発電設備を設置、売電による収益を原資として地域通貨を新たに発行する。

同省は「地域再生を目指し、温暖化対策など環境保護に着目する自治体が増えてきた」と指摘。従来は環境を保護するためには経済効果が犠牲になるとの考え方が強かったが、今は逆に雇用創出や地域経済活性化につながる契機ととらえられている。

バイオマス（量的生物資源）木くずや建築廃材などの木質系廃棄物のほか、下水汚泥や生ごみなどの廃棄物でエネルギーなどに転換して再利用できる生物由来の資源。環境先進国スウェーデンの全発電量に占めるバイオマス発電比率は 2002 年で約 16%。日本では 1999 年で 0.9%（農水省調べ）にとどまっている。

5. 間伐材を利用した防音壁の普及

中部5県の建設資材業者をはじめ森林組合、製材業者らが集まり、間伐材を使用した防音壁の普及を目指している。(中部経済新聞の記事参照)

平成16年4月 中部経済新聞

間伐材の防音壁普及へ

中部5県の建材関連業者が協会設立 公共施設向けに照準 森林保全で有効活用

間伐材を使用した防音壁を普及させようと、中部5県の建設資材業者をはじめ森林組合、製材業者らが集まり「間伐材防音壁普及協会」を設立する。森林の保全や資源の有効活用の一環として、間伐材による木製防音壁を提案し、関連業界を挙げて利用促進を図るのが目的。27日にJR東海・名古屋駅の名古屋マリオットアソシアホテルで設立総会を、開催、関連業者や業界団体から50社ほどが参加することになっている。

間伐は、森林の健全な育成や環境保全対策として重要な役割を果たしており、また木材資源の有効活用や“産地地消”の面からも、伐採された間伐材の利用が注目されている。

こうした中で、木製防音壁は、環境保全や景観に関心の高い欧州の高速道路などで設置事例がみられるが、国内ではまだ使用例がないことから、間伐材を使用した防音壁を国内で製作し、普及を図ろうと関連業者が結集することになった。

この協会設立の発起人、代表会社である建設資材業者・篠田(本社岐阜県岐南町野中1-8、篠田篤彦社長)が、ドイツのファーレンキャンプ社と技術提携し、同社が開発した特殊吸音材を輸入。

これを間伐材でサンドイッチ構造に加工した防音壁を、加盟業者らが企画提案し、受注を受けると、それぞれ地域の森林組合や製材業者から間伐材を仕入れて製作へ施工するなどへ関連業界が連携して防音壁の普及に取り組む。

この防音壁については、日本建設総合研究所に依頼して、音響透過損失試験や残響室吸音率試験、風加重試験などを実施し、その防音効果や耐久性の評価データを得ているが、金属フェンスやコンクリート板に比べて、現状では30~40%コスト高になるのが難点。

しかし、間伐材活用による環境保全に加えて、木製による温かみや周辺環境にマッチした景観材への利用など「環境にやさしい」防音壁としての需要を見込んでおり、幹線道路沿いの公共施設や住宅団地へ、駐車場の夜間騒音対策、また観光地の景観整備などでの採用を働きかけていく。

同協会は、篠田をはじめ伊勢湾建材センター(三重県)、綿半インテック(長野県)、寺部安全施設(愛知県)、和興業(静岡県)の5社を発起人会社として設立。建設資材会社と代理店、製材業者などの加工メーカー、施工業者、森林組合などが参加することになっている。

6. 地域の環境認定制度の新設

森林組合などで構成する東三河流域森林・林業活性化センター（事務局・愛知県新城市）は、管理の適切な森林で生産される木材に「東三河環境認証材」と表示する制度を新設した。（日本経済新聞の記事参照）

平成 16 年 10 月 6 日 日本経済新聞

東三河の木材に環境認定制度 活性化センターが新設

愛知県東三河地域の市町村や森林組合などで構成する東三河流域森林・林業活性化センター（事務局・愛知県新城市）は、管理の適切な森林で生産される木材に「東三河環境認証材」と表示する制度を新設した。民間住宅などへの利用を促し、森林環境の整備と林業振興につなげる。

非営利組織（NPO）の「穂の国森づくりの会」（事務局・同豊橋市）が伐採後の植林計画などを確認した森林を認証する。生産から加工・流通段階の取扱業者も認定し、他の木材の混入を防ぐ。住宅の施主には認証材使用の証明書を発行する。すでに試験的な認定作業を進めており、来年度からの本格運用を目指す。

「県産材」などの名称で地元産木材の認定制度を設けている自治体はあるが、認定条件に森林管理まで含めるケースは珍しい。

第7章 今後の方向性及び対応策

木材業界は、伝統的に古い企業体質のイメージがあり、資金決済も盆暮れ勘定という慣習があって、在庫管理、資金繰り、複雑な流通機構等により、経営がうまく行っていないところが多くある。加えて、住宅着工はピーク時 140 万棟が、平成 15 年には 112 万棟に減少、5 年後の平成 20 年には 105 万棟と予測されている。「木材産業の構造改革に関する意向調査（平成 14 年 1 月 農林水産省統計情報部）」による経営上の問題点は、住宅着工戸数減少、木材需要の減少が全体の 70%を占めているが、今後もこの傾向が続くことが予想される。

このように、木材産業は長期不況業種となっており、今後、木材産業の古い企業体質、複雑な流通機構を改革し、より企業化された木材業界に脱皮する必要がある。

今後の木材産業の方向性及び対応策について、最近の事例等をふまえ、加工工場、市場、林業等の対応策を考察した。

1. 工場の大型化、効率経営の徹底

機械プレカットの進化によって、単機能を配列した墨付けラインから出発したプレカット工場が、コンピューター制御の CAD / CAM 装置を導入することで現在では異次元の工場に変わっている。

将来に向けてさらに変わるのは確実であるが、それはプレカット本体ラインにとどまらず、材料投入、CAD 入力、現場と周辺と合わせて変わる可能性が高い。将来的にはコンピューターが工場全体を統合管理する、ファクトリーオートメーション（FA）工場となることが予想される。

しかし、木造軸組プレカットのその基にあるのは流通加工にあり、モノを大量に作る生産工場とは違うわけで、あくまで現場ニーズとの適合であり、プレカット工場はこの先も進化していくと思われるが、ハード面だけが独走して進化していくことにはならないと考えられる。

では、プレカット工場は今後どのように変化していくのかということであるが、過当競争のなかで大型工場が小規模工場の商圏を吸収し、力のある工場がますます大型化するとみられる。月間 1 万坪の加工能力のある工場が都市部に限らず、地方にも出現してきたが、こうした工場がプレカット供給の中核になっていくものと考えられる。

再編を繰り返して、平成 20 年には 300 工場になるという試算もあり、一部の超大型工場が全国制覇するという見方もあるが、プレカット商材は、運賃負担額が平均坪千円と高く、シェア拡大には一定の限界があるとの分析もあり、地方には地域に根づいたプレカット工場が生き残る可能性もある。

再投資できる工場だけが生き残るのはどの業種でも同じであるが、プレカット工場も、流通加工という枠内で一層進化し、ハード、ソフトの両面で一層のネットワーク化を実現し、顧客の調達システムと連動するための工場に変わることが予想される。

集成材工場は、歴史は浅いが EW 化（エンジニアウッド）の波に乗って着実に生産が増加してき

ている。

集成材の生産量は平成4年が451千 m^3 で平成14年が1,172千 m^3 となり10年間で約1.5倍に増加している。木造軸組住宅構造材に占める構造用集成材利用率も上昇しており、大壁工法の管柱、通し柱、梁やまた最近では土台、大引きについても製材から集成材への移行が増加している。

このように構造用集成材の利用増加は既存の構造用製材の需要後退を意味するが、製材業界も集成材の品質、精度に対抗できるKD材（人口乾燥）、ミズダス（背割りなしの乾燥材）を開発するなど、懸命の努力をしている。

最近集成材の工場は新增設が相次ぎ、国内生産体制が拡充し、平成15年時点で大壁工法の柱角に占める、国内外の集成管柱総供給比率は65%まで上昇したといわれている。ただこの商品が市場に登場して10年そこそこであるにもかかわらず、杉、桧などの既存の柱角を圧倒し、市場のシェアを占めたのは、驚異の価格競争によるところが大きく、普及が本格化した当初、集成管柱はピーク9万円（ m^3 ）であったのが、平成9年以降の暴落で4.5万円（ m^3 ）と半値まで急落している。

また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」「住宅性能表示制度」の影響もあり、構造用製材に対する集成材の強みの1つは、製品1本ごとに樹種、製品強度、製造会社などがJASにしたがって表示されていることである。メーカーのなかには、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に呼応して第三者品質保証を付けているところもある。

木造軸組機械プレカット工場にとっても、構造用集成材は扱いやすい。製材に比べラインを停滞させるおそれはすくなく、精度が高いことから機械加工に向いている。最近では金物接合工法に呼応したプレカット工場が急増しており、集成管柱をはじめとした構造用集成材にとって新たな好材料になっている。

集成管柱の原料（ラミナ）は欧州材をはじめ外材が多く使用されている。近年は中国産構造用集成材の入荷が猛烈な勢いで増加（平成16年1月～4月、34千 m^3 前年比244%増加）しているが、原料は米ヒバ、ロシアからのアカ松等が大半で、中国で構造用集成材JAS認定工場を立ち上げ、生産量の大半を日本へ輸出しているようである。

このように構造用集成材の需要、供給は今後も拡大するものと考えられるが、集成材工場の大規模化、中国からの安い集成材輸入による価格競争により、今後、集成材業界も熾烈な競争が予想される。

特に国産材を主体に扱う集成材メーカーにとっては、「いかに安い原料（ラミナ）を仕入れるか」、「工場の生産性の合理化によるコストダウン等によっていかに競争力をつけるか」は、今後解決していかなければならない課題といえる。

製材工場数は、全国で9,920工場（平成15年12月31日東海農政局調査）のうち、三重県は497工場で製材工場数の全国順位は、昨年に続き全国1位となっている。一方その内容をみると、

木材需要の減少、設備の老朽化、高齢による後継者難等により、毎年廃業する工場が増加しており、三重県内製材工場数は、平成7年に664工場であったのが、約10年間で167工場（34%）の減少となっている。最近の製材工場は大型化により生産能力が拡充し、年間原木消費量1万³m³～2万³m³の工場が多く、最新鋭の設備を導入し、合理化による懸命な努力をしており、旧来からの零細な製材工場は生き残れない状況となっている。

製材業界は市場が縮小傾向にあり、今後も厳しい競争が予想されることから、今後の生き残り方策として効率経営を徹底させる必要があり、次の事柄が考えられる。

- A. 製材業の売上高総利益率は平均21%程度で、他の業種に比べ低収益構造になっている。そのため、生産工程の見直し、合理化機械導入による効率的な経営、製造原価、一般管理費の無駄な経費の削減等、徹底した管理を行い、そして経営者の企業的な感覚がなにより必要である
- B. 在庫管理を見直し、営業キャッシュフロー重視の経営を行う
- C. 製材業界を取り巻く環境が大きく変わる中で、他の加工工場（内装材工場、集成材工場、プレカット工場等）との提携、協力関係を強める

2. ホームセンターとの関わり方の検討

全国のホームセンターの平成15年度の総売上高は3兆9千億円、店舗数3,860店（日本DIY協会調査）と巨大市場に成長したDIY産業であるが、その内、木材、建材の売上高は4%程度、約1,560億円と推定される。

DIY産業として木材は中心的な存在で、その他、塗料、工具、セメントなどが関連商品として売れており、住宅資材総合販売店としてホームセンターは木材を重視しているようである。

ホームセンターはエンドユーザーと結びついて発展してきており、その集客力、販売力には抜群の強さがある。しかしホームセンターは木材については、各店舗で切るという加工はできても、特殊な加工はできない。また、場所、技術、経験、設備などにより加工能力が不足している。アドバイザーであってもプロとしての経験が不足しており、木材に関する経験、知識は当然、木材業界の方が豊富に持ち合わせている。そこでお互いの利点を活用しあい、木材業界のノウハウとホームセンターの販売力をうまく結合させることができないか。例えば、地域の製材業者と協力し、店舗で注文を受けて、製材業者で加工し翌日配達するということも考えられる。

ホームセンターと木材業界が協力することで、もっと幅広いニーズに応えることができ、木材需要が拡大することも、期待される。

3. 原木市場と製品市場の構造的改革

原木市場は、販売手数料（8%）や配列等の収入が主であるが、全国的に数量減少と材価低迷

の両面から経営が圧迫されており、ピーク時と較べると、量も相場も半減しているところが多い。

原木市場の機能である、原木の選別、仕分け、与信機能、物流機能により、素材流通における存在価値を現在でも発揮しているが、近年の零細製材所の減少と大型製材所の出現により、素材業者が原木市場を通さず、製材工場や建設会社に直接販売する「中抜き」が増加している。素材流通のなかで、原木市場を通さず流通している原木が30%、従来通り市場を通過しているのが70%といわれているが、原木市場を通さず中抜きの傾向が増加しているとみられる。

木材市場の動向

(単位/万 m^3)

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 59 年	平成 3 年	平成 13 年
原木市場数	473	510	482	480	425
素材市場の年間取扱	602	770	805	878	843
1 市場当り平均取り扱い(千 m^3)	15	17	19	19	21
製材工場の年間国産材入荷	2,151	2,192	2,010	1,872	1,226

(資料：農林水産省統計情報部)

以上のような状況のなかで松阪市内の4市場が統合して、平成13年4月に三重県初の複式市場をオープンし初年度の取扱量98千 m^3 (国産材100%)の実績をあげ、広域集荷力を発揮して、全国トップの取り扱い実績となっている。原木市場の国産材取扱量は全国レベルで半減しているところが多く、それに較べウッドピア松阪の落ち込みは20%にとどまり、施設整備効果は一定の成果があったといえる。

しかし、原木市場は種々の問題点をかかえており、今後改革していかなければならない課題が多い。

原木市場の今後の対策として考えられることは、原木市場の機能である、選別、仕分け機能をいかに木材流通に発揮していくかにある。

素材の選別、仕分け機能については、愛知県で行われている事例であるが、付加価値材、A材は従来通りセリを行い、並材・合板適合材は特売方式で販売する。特売方式は市日に立会いせず、電話等での話し合いを基本に、買う数量、金額を決めて売買するシステムで、信頼関係をもとに、安定出荷、安定価格を旨とし、取引をおこなう。このように特売方式を取り入れることにより、配列作業の合理化と顧客重視によるシステムとして、一定の成果が出ているようである。

今後の市場対策として、立ち木を買い、市場が伐出、搬送を行う、山土場からの直接販売等が考えられる。また各地でバイオマス発電が話題になっているが、切捨ての木材、樹皮、おが粉、など原木市場が供給元になり、バイオマス原料の集荷、蓄積を行うことも、市場再生策として考えられる。

製品市場の対策については、平成13年4月オープンしたウッドピア市売(協同)の製品市場は、

毎年順調に売上高を伸ばし、平成 15 年度実績は取り扱い材積 33 千 m^3 、販売額 30 億円となり、今年度初めて原木市場の販売額を上回った。製品市場が好調な要因は、製品市場の林場は 5 千 m^2 と三重県内最大の面積で、在庫高が多く、そのストック機能にあると考えられる。また広域からの集荷力により、優良材が集まりやすい環境にあるといえる。

製品市場の販売形態はすべて相対取引になっており、セリによる販売は無くなっている。最近の木材小売店は業者数が減少し小売店の力が弱くなってきており、仕入れ方法も売りが先で、仕入れが後になっているため特定の市日にきて仕入れる必要がなく、相対取引になっている。

今後の製品市場としては、ホームセンターが業者売りを拡大し、また新業態である直需木材市場が出現し会員制による大工、工務店への販売を伸ばしていることにどう対応するかが課題である。製品市場の現在の販売先は木材小売店が主体で大工、工務店へは原則、販売していないが、今後の対策として販売先を、既存の木材小売店を大切にしつつ、大工、工務店に広げる必要がある。できれば大工、工務店が施主を連れてきて、木材を選べる林場にできないかと考えられる。

最近、愛知県で、木材市場の一角に、杉、桧柱角、土台、集成平角ほか木材全般の品揃えのほか、コンパネ、内装材、断熱材、特殊材も対象にし、見せることも目的とした木材市場として試行されているところが出現している。

今後の方向性としては、消費者（施主）に対する、住宅相談所等を設け、積極的に PR を行い、製品市場は開かれた、住宅総合資材基地へと改革していく必要がある。

4. 木材産業の地域での生残り策

地域での取り組みについて、九州で自社一貫管理体制により、徹底したコストダウンに取り組み健全経営をされている成功事例を、その社長さんから話を聴く機会があり感銘を受けたので紹介する。

その事業者では、木材事業の一貫体制である、川上から川下までのいわゆる、素材生産、製材加工、プレカット事業、乾燥事業、防腐防蟻処理事業、材木販売、住宅販売等を行っている。そのメリットとして、保有する自社林を活用した低廉な素材手当てが可能になり、流通コストの削減、生産工程の合理化、大量生産によるコストダウン、邸別配送等うまく機能させている。

特に住宅販売については、「地域により気候、風土、生活習慣の違いがあり、地元に基づいた企業でないと消費者（施主）の満足のいく住宅建設は難しい」としている。いわゆる住宅産業は地域産業であるという経営姿勢で取り組まれており、「今後の住宅建設は地域での年間 100 棟程度の地域ビルダーの時代である」と述べてみえた。

木材関係業者の提携、協力関係による東北地方の成功事例を紹介すると、素材生産については流域 3 森林組合が統合し、森林組合の林産事業の拡充によって伐出コストを削減し、原料（ラミナ）専用工場を開設しラミナの生産コストを低減、集成材工場とプレカット工場との製品の年間

販売契約を結び安定生産が可能となったことでお互いの良好な連携関係を築くことにより業績も順調に推移している。またプレカット工場は、地場の大工（12組、36名）をかかえ取引先に大工を派遣し、プレカット事業のシェアを伸ばしている。このように森林組合（素材生産）集成材工場、プレカット工場の提携、協力関係により地域で成果をあげている事例もあり、三重県においても地域での生き残り策として、お互いの提携、協力関係は欠かせないものとする。

5. 林業経営の健全化

森林の空気清浄、水源涵養、県土保全、保健休養、景観維持など公益的な機能維持と同時に最近、地球規模で切実な問題となっている温暖化防止など、森林の適切な管理には社会的な要請がある。この要請に応えていくには、次の世代に引き継ぎ、後継者が魅力とを感じる業界へと、さらに改革を進めていく必要がある。

その目標を達成するためには、林業の適正な利益の確保が重要課題である。対応策はいろいろ考えられるが、 $売上 = 単価 \times 数量$ 、 $利益 = 売上 - 費用$ の計算式から、改善方向を提案したい。

(1) 付加価値の引き上げ

間伐材の利用も従来の範囲に留まらず、いろいろな方向からの検討、用途開発が必要である。量産効果を狙うのか、数量は少ないが付加価値の向上、希少価値を狙うのか、基本的な方針を各事業者はまず明らかにすることが大切である。例えば、「豆腐」の製造販売においても、スーパー向けに設備投資の上、量産し、薄利多売を狙う方向もあれば、昔からの味一筋でこだわりの豆腐を作る個人商店という方向もあり、二極化の傾向が見られる。

また、川下側への事業分野の拡大、連携の強化も考えられ、「必ず何かある」という経営理念で取り組んでいくことがスタートとなる。家具やインテリアへの活用、事例に挙げられているような新製品の開発などもこの方向の一つである。

(2) 市場ニーズマッチと需要の創造による販売増加

過去に顧客・ユーザーに向いていない計画をよく見かけた。良い物なら売れるはず、利益計画からの希望的な販売数量計画など、独りよがりの計画では、失敗する。市場と販売方法がマッチしなければ、物は売れない。市場調査、販売ルートを十分調査・分析し、計画や製品開発に生かす必要がある。

森林認証のFSCについても、認証を取ることに終わらず、販売につなげる工夫、仕掛けを考えていかなければならない。新たな取り組みで需要を創りながら量産規模の拡大をめざしていくことが必要である。

(3) 経費の改善

伐採や間伐にあたっては、所有者がバラバラに実施すると伐採経費も輸送費もコスト高となることから、面的、計画的に伐採、間伐を行うよう、所有者・森林組合、伐採事業者が連携を取っ

ていく必要がある。

流通経費についてはいろいろ業界で課題となっているが、三重県では山間地に多くの木材加工事業者が散在していることから、間伐材については市場を通さず、直接、近隣の木材加工事業者と取り引きし、地元で連携して加工するなどの方法も考えられる。そうすれば、運搬費用、市場手数料は削減される。

いろいろなムダを省くという面からの経費削減の方法も考えられ、自動車業界では「最善には到達し得ない」という考えで、常に改善を繰り返し、現在の業界維持の形ができてきた。

(4)適切な森林管理の実施

一方、間伐、下草刈りなどの管理を怠ると売れる材とならず、災害などの要因ともなることから、管理経費は適切に支出する必要がある、一部行政やNPOなどの支援、協力も得て、適切な管理を継続して行っていく必要がある。

不在地主も少なくないが、環境保全、防災という観点から行政との連携が可能な部分も多く、社会的コンセンサスを図りながら、確実な管理を行い、次代に引き継いでいく必要がある。

(5)後継者の育成・確保

林業では深刻な後継者難となっており、その維持・継続が非常に難しくなっているが、対策として一つは所得の確保、もう一つはUターンやIターンを含め、外部からの人材受け入れと考えられる。

一部ではあるが、三重県においても社会的に見劣りのしない水準の給与を支払っている民間事業者はあり、また、第3セクターとして事業を行い、役場職員並みの給与水準を払いながら事業としても継続可能としている事例もある。組織化し、企業的経営を行うことで、後継者の確保・育成も可能となるものと考えられる。

以上

おわりに

今回の調査・研究事業により、三重県内の木材流通の現状と問題点、それに対する対応策が明らかになりました。

三重県においても、木材産業は、需要の減少と材価の低迷により、長期不況業種になっており、そのことが山元の採算状況を悪化させ、森林荒廃につながっているのが現状であります。

この様なことから、三重県では国産材利用促進の諸施策を実施され、国産材利用に対する関心が徐々に高まってきており、最近住宅着工件数が減少するなか、建築される住宅は質の高い自然の木造建築が見直されており、国産材利用の気運が高まってきています。また、間伐材を利用した新たな取り組みや、環境認定制度を導入するなど、様々な取り組みもみられます。

林業、製材、木材流通の現状は厳しいものですが、今後は木材産業の古い企業体質、複雑な流通機構を改革し、より企業化された木材業界に脱皮していく必要があると思われまます。

この報告書により、木材業界の現状を再認識していただき、今後の活性化の一助となれば幸いです。

最後に、今回の調査・研究事業を実施するにあたり、ご支援・ご協力をいただいた関係諸氏に厚くお礼申し上げます。